HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	万葉集巻十三論
Author(s)	小野寺, 静子
Citation	北海道大學文學部紀要, 24(1), 135-189
Issue Date	1975-11-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33394
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(1)_PR135-189.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

万葉集巻十三論

小野寺静子

万葉集巻十三論

小野寺　静子

はじめに

すでに言われているように、万葉集巻十三には原資料となるべきものがあり、それに編纂者の手が加わり、現在の姿となっているものである。五味保義氏は、「其原本はかなり古く而も一成書に近い形を持って居たらしい。」（「万葉集巻十三考」『国語国文の研究』第二号昭3年6月）と推定している。

それでは、その原本はどのようなものであったろうか。巻十三のところどころにあらわれる注は、「今案　此反歌謂二之於レ君不レ相者於レ理不レ合也　宜レ言二於レ妹不レ相也一」（三二六左注）、「今案　不レ可レ言二之因レ妹者一　應レ謂二之縁レ君也　何則反歌云二公之随意一焉」（三二八四左注）の「今案」が、編纂者の案であることなどによって、原本に手を加える段階で、編者が施したものであるといえる。従って、巻十三の原本は注を全て取り去ったところに、一つの姿がある。しかし、それはあくまでも一つの姿であって、後藤利雄氏は、三三五～三三七番の左注「或本以二此歌一首一為二之紀伊國之濱爾縁云　鰒珠　拾漏登謂而　往之君　何時到来歌之反歌一也　具見レ下也　但依二古本一亦果載レ茲」の「或本」は、後に出てくる三三三番歌を示すことになるようであるにもかかわらず、三二八～三三三番歌は或本歌と記されていないところから、

「巻十三から、或本歌、或書歌、柿本人麿集歌をのぞくと、『古本』の姿になると考えることは出来ない事になろう。」（『万葉集成立論』二四八ページ昭和42年5月）と述べ、さらに「『古本』が現巻十三の直接の前身といってよいかどうかも、軽々しく決定できないことがわかる。」（同）と述べている。

現巻十三は雑歌・相聞・問答・譬喩歌、挽歌の五部立制をとっているが、これは新しく編纂された際にとられたことで、もとは雑歌・相聞・挽歌の三部立であったろうといわれる。問答・譬喩歌はそれらの性格からいって、相聞に類するものであるから、相聞部の中から抽出したか、あるいは他から将来したものかであろう。雑歌・相聞・挽歌の三部立制は、現巻一・二を合せた部立で、巻一・二が三部立制をとることと関係のあることである。巻一・五三番までを「乱れながら、本の撰びのなごり也」とする橘守部の説（『万葉集檜嬬手』『万葉集叢書』第三輯六八ページ）、あるいは、原万葉は天皇代にわかれ、人麻呂歌の集団、「寧楽宮」の歌、五〇～八五番までの歌を欠いたものであるとする説（後藤利雄、前掲書一八三ページ）が示す如く、巻一・二の三部立に、前身があると考えられるのと同様に、あるいは巻十三の特徴の一つである古朴さからいっても、巻十三にも三部立制を遡る前身があったと考えられる。とすれば、巻十三の原本もまた、雑歌・相聞・挽歌に分類されていなかった歌集であったという可能性がある。原万葉の唯一の分類は天皇代別であったとされるが、では原巻十三の唯一の分類は何によったものであったといえるだろうか。巻一・二の場合は、原万葉の唯一の分類である天皇代別を今に残すが、原巻十三の場合はどうか。そして、巻十三の基底をなしているものはどのようなものであり、現巻十三が五部立制に編成され、作者未詳の長歌集として万葉集巻十から十四に至る作者未詳巻群の中の一端としてあり、たとえば巻十四の東歌に対し得るものとも解される（徳田浄『万葉集成立攷』昭42年、八二ページ、阿蘇瑞枝『万葉集巻十三の編纂私論』『論集上代文学』第二冊、昭46年11月）性格を負わされているのであろうか。

一、原巻十三

五味保義氏は、現巻十三の編纂について、「同一地名を有する歌は内容如何に係らず並べ、同一地名或は相近き地名なくとも地名の並列があればその歌を並べる。相聞挽歌部に於ては大和近くの地名を有する作をはじめに置き次第に地方に及ぶ。挽歌部に於ては皇子の挽歌をはじめに置き、次いで三野王を並べ身分不明な人に及ぶ。」と述べ、誰か一人の人の編纂によって成ったとした（前掲論）。この考えは以後ほぼ受け継がれ、近年においても阿蘇瑞枝氏によって、「各部立の内部で地名による配列という編纂方法をとりながら、歌の内容性格に対する配慮もかなりある。」（前掲論）ということで確認されている。三四七番歌は三四五・反三四六番の歌と共に雑歌部の最後に位置し、「月夜見」（三四五）、「沼名川」（三四七）という、いずれも実在の地ではない天上界の地として配置されているけれども、「沼名川」は実在の川で編纂者の意識を裏切るものであるという指摘（中川幸広「万葉集巻十三の編纂における一問題」『語文』第十三輯、昭37年6月）もあるが、地名による配列は現巻十三の編纂者の仕業と把握されているのは、共通する考えである。

しかし、現巻十三の各部立内の地名による配列は、原巻十三の残存であり、この地名による配列こそが原巻十三の分類基準なのではないだろうか。このことを明らかにするために巻十三の五部立を地名による配列を基準として表示してみよう。巻十三は長歌集で短歌や旋頭歌は反歌としてのみある。巻十三の長歌の緊密性については疑問点も少くない（拙稿「万葉集巻十三反歌論」『国語国文研究』第四一号、昭43年9月）が、煩雑を避けるため、反歌はいちおう長歌と同一条件を示すものとして、特に長歌と異なる地名を提示するもの以外は、いちいちは挙げていない。また、表中、特に小地域名が書かれていないものは、歌にその提示がないものであり、「或」は「或書」「或本」、「柿」は「柿本朝臣人麻呂集」であることを示す。

国別	小地城名	雑歌	相聞	問答	譬喩歌	挽歌
日本国総称						
大和の国			三二四八（三二四九）三二五〇（三二五一～五二）			三二二四（三二二五） 三二三六 三二三七（三二三八）
水穂の国						
大和の国			柿 三二五三（三二五四）			
藤原の都						
大和の国		三二一一	三二五五（三二五六） （三二五七） 三二五八（三二五九）	三二〇五（三二〇六）		三二一九
巨勢道				三二〇七（三二〇八） 柿三二〇九		
三諸		三二二二				
神奈備		三二二三（三二二四）				
大和国	小沿田の年魚道		三二六〇（三二六一） 或（三二六二）			

泊瀬国	泊瀬川	泊瀬山	三諸山（雷丘）	小野	山田の道	剣の池
	三二五（三一一） 一二六〇		二七（三三） 二八〜二九（三一） 三〇（三一）			
	三二六三（三一一） 六四）或（三一一） 六五）		六六（三一一） 六七）三二六八 （三一一）六九）	七〇（三一一） 七一）	七八（三一一） 七九）三二八〇（三一一） 或三二八一〜八二（三一一） 三二八四（三一一） 八五）或三二八七〜 八八（三一一）六八）	二八九（三一一） 九〇）
	一〇（三一一） 一一（三一一） 一三（三一一）			七二（三一一） 七三）		
				七四（三一一） 七五）		
				七六（三一一）		
三三三〇						
三三三一						

大和国	吉野	三二三一（三二三三）	三二九一（三二九二）三二九三（三二九四）		
	三宅の原・三宅道		三二九五（三二九六）		
	或・泊瀬の川		三二九七（三二九八）三二九九		
摂津国	難波の崎		三三〇〇		
	三津の浜辺				三三三三（三三三四）
伊勢国	五十師の原	三三三四（三三三五）			
	伊勢の海		三三〇一		
山背国	山背路			三三二四（或三三一五）（或三三一六～一七）	
近江国	逢坂山・近江の海・志賀の唐崎	三三三六或三三三七（三二二八）三三三九・三二四〇（三二四一）			
	筑摩・息長				三三三三

紀伊国	室の江の辺		三三〇三		
	妹の山・背の山			三三一八（三三一九～二二）	
	神奈備		三三〇三（三三〇四）		
美濃国	くくりの宮・奥十山・三野の山	三三四二			
能登国（佐竹説）	鹿島の海				三三三五（三三三六～三三八）
備中国（備後国）	神島の浜				或三三九（三三四〇～四三）
安芸国	長門浦・阿胡の海	三三四三（三三四四）			三三四四（三三四五）
不明	十羽の松原				三三四六（三三四七）
天上界		三三四五（三三四五）			
月夜見					
沼名川		三三四七			

右の表は各部立の歌が地名による配列によってまとめられた歌群から、順に採録されていったものであることを明確に示しており、結論をいえば、巻一・二が三部立を取り払った天皇代別の配列であるならば、巻十三の原本は、雑歌・相聞・問答・譬喩歌・挽歌をとり払った地名による分類配列であり、これが原巻十三の姿であるといえる。現巻十三の編者が原巻十三を尊重する態度であったことは、先に引用した三六一番、三六四番の左注が、原本の不合理性を訂正することなくそのまま残していることによって明らかである。そうした原本尊重の態度をとる現巻十三の編者が、原本の地名による分類配列をくずさないで編成していったものであるといえる。

以下、右の表についての若干の説明をしておこう。或本、或書、柿本朝臣人麻呂歌集は原本にはなかったといえるから、いちおう説明の対象から除外しておく。まず、大和の国・水穂の国、藤原の都歌群が最初のグループである。この大和の国・水穂の国というのは日本国総称としての意味を持ち、この歌群に藤原の都という小地域が含まれるのは、その日本国を統治する宮の所在地として、他の小地域とは厳然たる区別がつけられたものとみえる。続く雑歌の三二、相聞三五～三五九、問答三〇五～〇八、挽歌三三七～三三九番歌には、大和の国とか都とかいう語はない。これらは日本国、日本国の都に準ずるものとして、最初のグループに属するものであろう。この中で問題になるのは三五五番の反歌三五七番歌に、「巨勢道から」と地名がみえることである。しかし前述したように、巻十三の反歌は長歌との緊密性が薄く、この反歌自体も左注「或本以二此歌一首一為二之紀伊國之濱爾縁云　鰒珠……何時到来歌之反歌一也」が示すように、三二六番歌の反歌ともなっているものであるから、大きな問題とはならない。反歌に若干の乱れがあっても、長歌集である巻十三の地名による分類配列という構造を左右させるものではない。雑歌の三三三番「三諸」、三三三番「神奈備の清きみ出屋」、反歌三三四番「神奈備」に対して、特に新しい注釈書は明日香の三諸、神奈備――雷丘説をとる。し

かし後の「神奈備の三諸の神の帯にせる飛鳥の川」（三三七）のように飛鳥川を伴ったり、他巻の例の「味酒の三諸の山（十一・二三一）のように、三輪に冠する枕詞が続いたりする場合には、雷丘とか三諸山とか指示することは出来るが、この場合はそのような語はないのだから、直ちに雷丘と指定することは出来ないであろう。雷丘グループは、表にあらわれるように後に一群をなしてあるのだから、ここは少くとも雷丘と限定すべきでないと考えられ、むしろ三輪の方が可能性はある。このことは後述するが、これが三輪を指すのだとしたら、巻十三はたいへん消極的、かつ曖昧な形でしか三輪があらわれないということになる。神の降下するところ、神の宿る所「三諸」「神奈備」で、時として雷丘や三輪に限定されることはあろうが、この場合は限定しない普遍性のある「三諸」「神奈備」として組み入れられているといえる。そういう意味で大和の国（及びそれに属する提示のない歌）の歌の次に並べられているものと考えられる。三三三番歌は大和の国あちこちにありうる神の降下する三諸を讃めたものであり、三三三（反三三四）番歌は「手弱女」像として、「神奈備」の神田に奉仕する巫女的なものが考えられ、一つの神事儀礼歌といえよう。内容が相聞歌的でありながら、雑歌に入れられるのはそのためである。ここまでが大和の国全体、及びそれに属するものとしての一グループを形成するものである。

続く三六〇（反三六一、或本反三六二）番歌では、「小治田の年魚道」が地名を示している。この地については尾張国説と大和国説がある。尾張説は代匠記で「若ハ彼處にや」として以来支持するものも多い。これに対して大和国説は万葉集新考の提唱があり、奥野健治氏の「小治田之年魚道之水」（『万葉』第四号（昭27年7月））での「大和國高市郡飛鳥村の城内で、古の山田道に沿った所に在った井で、更に危険を冒すなら、飛鳥井（今のものかどうかはわからぬ）又は八釣川の下り口の何れかに当てては如何。」と推定する詳細な論がある。この歌そのものは、高木市之助氏が「日常的庶民的集団的

な等質性即ち誦詠され（舞踊され）た場合の性格、即ち民謡的性格が予想された」もの（『美夫君志』第七号、昭39年6月）というように、一土地に拘泥しなければならない性質の歌ではないが、この歌を以って一つの小地名を帯びる歌群に入ること、そしてしばらくは例外なく大和国の小地域の歌群が続くことから、この歌もやはり大和の地に求めるべきものと考える。もし大和国でないならば、三六〇（反三六一）番歌は原本にはなかったもの、後で付加されたものとして扱わなければならないわけだが、三六三番に「或本反歌曰」とあり、これこそが付加であり、校合歌に更に他本の歌をもって校合する可能性は少いであろうから、三六〇（反三六一）番歌はやはり原巻十三にあったもので、「小治田の年魚道」は大和国の地と考える。

次に雑歌・相聞・問答・挽歌にわたって泊瀬歌群が存する。一首しかない譬喩歌を除いて他の全ての部に存しており、その豊富さと共に、次の飛鳥川・雷丘あたりに先立ってあらわれることは注目すべきことで、原巻十三の性格を語る一つの大きな特徴といわなければならない。

次の「三諸の山」「神奈備」は、「飛鳥川」「真神の原」との組み合せによって、雷丘といえ、天武天皇の飛鳥浄御原宮とされるあたりの地域の歌群である。この中の三三〇番歌は、反歌三三一番「月も日もかはらひぬとも久に経る三諸の山の離宮所」によって、飛鳥の三諸が中心となってここに採録されていることは明らかであるが、「みてぐらを奈良より出でて水蓼穂積に至り鳥網張る坂手を過ぎ……」から、奈良の都を出発地とする、奈良時代のものともいわれるが、後述するように奈良時代以前のもの、古本に存したものといえよう。このグループの相聞部の地名を記さない三三七番以下は、一群の終りの歌三六九（反三七〇）番歌が、「剣の池」であることから、飛鳥地方の歌群として存するものであることを示すであろう。

雑歌・相聞にあらわれる吉野歌群のうち、三三番歌（反三三）は、行幸に際してのもののようで、吉野への行幸が盛んであった持統代をおもわせる。三九一番歌（反三九二）は序詞中に吉野があらわれるものである。序詞中にあらわれるということは、吉野がそれだけ歌枕的存在であったからで、そうなり得る時代を鑑み、また、次の三九三（反三九四）番歌が天武天皇御製歌（一・二五或本二六）と類歌関係にあることからも、巻十三の吉野歌群は天武・持統代を暗示する。

大和国最後の「三宅」は和名抄に大和城下郡「三宅美夜介」とあるところ、今磯城郡三宅村といわれる。三九七（反三九八番、三九九番歌には地名はない。三九七番は三七〇番歌と同じような表現を持ち、三九九番歌は或本によれば、「こもりくの泊瀬の川の彼方に……」という頭句を持つという。これは或本の場合であるから、地名による配列分類を崩すものではない。

以上で大和国は終り、以下摂津国、伊勢国、山背国、近江国、紀伊国歌群が続く。紀伊国中の「神奈備」（三〇三）は、三〇二番歌の「……里人の行きの集ひに泣く子なす行き取りさぐり……」を受けて、「里人の我に告ぐらく汝が恋ふる愛し妻は……」と初まる掛け合い的なもので、三〇三番の唱和歌として紀伊国に入るものである。続いて美濃国があり、三三六番の「鹿島の海」は、佐竹昭広氏によれば能登国であろう（「万葉集における誤伝の一例」『国語国文』第26巻第1号、昭32年1月）という。三三九～三四三番歌は「或本歌」で「備後國神嶋濱調使首見レ屍作歌一首并短歌」いう題詞を持ち、備後の国の歌といえるが「神島の浜」は、神名帳の「備中國小田郡神嶋神社」に求めるならば備中国になり、題詞の記載は誤りということになる。(1) 安芸国歌群に続く「十羽の松原」は、いずことも定め難いが、私注では「上に神島の歌にあるに関連して収められたとすれば、備中國宇郡、今都窪郡中荘村（倉敷市）の鳥羽も考へられよう」としている。これら瀬戸内海地方を大和国からもっとも離れた地とし、この地方をもって巻十三の地上の歌は終り、次に天上界、月、天の沼名川の歌をもってし

めくくるという形をとっている。

以上見てきたように、巻十三の部立に拘泥せず、地名群をもってグループをなしていたのではないか、という仮定に立って巻十三の歌を列挙した時、各部立の歌が順序よく並び、仮説を確定的なものにする。このことは巻十三の原本が地名による分類によっていたことを示すものであり、原万葉が雑歌・相聞・挽歌の部立制をとるのと同様に、巻十三も三部立制をとり、やがて五部立制へと変貌していったものであるといえる。従って、原巻十三から現巻十三への変貌は、幾度かの編纂の手を経てのことである。

原巻十三は強い地域意識に基づく、原万葉とは異なった意識下で成ったものであり、原巻十三を考える場合、地域への強い関心を抜きにすることは出来ない。万葉集の他巻にはみられない道行の歌が巻十三に集中するのは、右に述べたような意識を象徴的に示しているからということも出来よう。

二、原巻十三の成立期

巻十三の原本の成立を何時ごろに求めることが出来るだろうか。先に見た原巻十三にあらわれる、日本国、大和国、そして地方に及ぶという配列順から、日本国土、中央から地方へという国家意識を強烈に反映する時代であるということができる。前述したように五味氏は巻十三の原資料はかなり古いものと述べ、徳田浄氏は、「古本は神亀、天平の前に成立」(前掲書七六ページ)、後藤利雄氏は「巻十三の淵源は、巻十一・十二・十四より一段旧い」(前掲書二五四ページ)と述べている。地域別に分類された原巻十三の冒頭は「大和の国」「水穂の国」という日本総称であり、天に対する地のグループである。天地の地意識の中核は、三五〇番の反歌「ひさかたの都を置きて草枕旅行く君を何時とか待たむ」(三五二)

が示す「都」である。その「都」は、挽歌の冒頭の三三番歌では「藤原の都」と指示されている。ここから原巻十三は藤原京時代を基盤としているという、一つの時代設定をする事が出来る。

また、日本国総称として、「大和の国」と歌われているが、これは大和郷→奈良盆地→令制下の大和→日本国へと変化する〝やまと〟の最も新しい意味を荷負わされているといえる。奈良盆地全体に勢力を伸ばした大和朝廷が、やがて日本国に力を伸ばし、日本国の意味を持つようになったのは何時のことか、古事記や日本書紀を見る限りでは明らかでないが、直木孝次郎氏によれば、「『古事記』にみえる地名としての倭は、磯城郡、十市郡を中心とし、その北に接する山辺郡の平地に突き出した部分と、南接する高市郡をふくむ範囲におさま」り、この狭義の〝やまと〟は六、七世紀にかけても用いられていたと考えられるとする（「〝やまと〟の範囲について―奈良盆地の一部としての―」『日本古文化論攷』昭45年）。巻十三で、「大和の国」という方が日本国総称として扱われているのは、三四（反三四九）、三五〇、三三六番歌であったが、このうち、三三六番歌は、「磯城島の大和の国にいかさまに思ほしめせかつれもなき城上の宮に……」とあり、奈良盆地、あるいは令制下の「大和」を指しているようでもあるにかかわらず、分類としては、日本国総称のグループに入れられている。こういう判然としない要素も孕みつつ、巻十三の「大和の国」は古い意味を負う狭義の「大和」ではない、大和国家意識に根ざした新しい「大和」規定がなされている。では、巻十三の「大和」が全て日本国総称としての意味を持つかというと、そうではない。三三六番歌には、「そらみつ大和の国あをによし奈良山越えて山背の管木の原……」とあり、これは日本国総称としての「大和の国」の意味を持ち得ない。しかしこの歌は近江国歌群に入れられているのであり、地名として「逢坂山」が大きくとりあげられ、狭義の「大和の国」は地域分類に際して抹消するという形をとる。また、三五五番歌、「……蜷の腸か黒き髪に真木綿もちあざさ結ひ垂れ大和の黄楊の小櫛を抑へ刺すらぐはし児それぞ我が

妻」の「大和」は、奈良盆地あるいは令制下の「大和」とするのが通説であり、「昔大和ヨリヨキ櫛ヲ出シケル歟」という代匠記の説に多く従っているが、坂口保氏は「黄楊」は奈良県山辺郡都邪にかけたもので地名の意味も負っているとする（『万葉集大和地理辞典』昭19年）。仁徳紀や允恭紀に出てくる大和国の国造の一つ、闘鶏にちなむ地とも解され、この「大和」は私注がいうように最も狭義の「大和」ととれる。しかし、この歌でも地域分類される地名は、「大和」ではなく「三宅」であることは、反歌三元六番歌「父母に知らせぬ児故三宅道の夏野の草をなづみ来るかも」によって知れる。三三五番歌、「大君の命恐み秋津島大和を過ぎて大伴の三津の浜辺ゆ大舟にま梶しじ貫き……」の「大和」も奈良盆地あるいは令制下の「大和」であるが、この歌も大和国の歌ではなく、難波国の歌として配置されている。

「大和」に日本国総称の意味を強く負わせ、狭義の「大和」の影を薄くさせる意識は、おそらく、国家的変貌を遂げた後、大和国家の威勢を示す時を機に生れたものと解される。その時期は、中央集権制の基を築いた大化の改新後とも、古代の一大内乱壬申の乱後とも解される。先に挙げた「藤原の都」や巻十三の吉野歌の性格、あるいは「大君は神にしませば」（三・三五）という形で、大君が絶対視される壬申の乱後が、よりふさわしいその時代といえよう。

万葉集では東歌や防人歌、巻十六のごく一部に地域別分類がみられるが、いずれも、大和、中央との対比、同居はなく、その点、中央から地方へという意識の働いている原巻十三の意識とは異なるものである。東歌や防人歌のように、地方の歌だけがまとめられるというのではなく、中央と地方が先後という形で同居する背景には、いわゆる畿内・畿外制の問題がある。畿内の地域指定ということで出てくるのは、大化二年正月、大化改新詔の「凡畿内、東自二名墾横河一以来、南自三紀伊兄山一以来、兄、此云レ制。西自赤石櫛淵一以来、北自二近江狭々波合坂山一以来、爲二畿内國一」（書紀）に初まる。しかし、大化改新詔が果して現存の形で大化二年に出されたものであるか、あるいは大化改新自体なかっ

たのではないか等、その取り扱いについては未だ決着をみないもので、大化改新詔をもって畿内制が出来たと、直ちには言えないであろう。長山泰孝氏は、天武天皇時代は、「おもに軍事と官僚制の形成の二つの面から畿内に対する関心が高まり、畿外との区別が強く意識されるようになった時代」（「畿内制の成立」『古代の日本』5、昭45年二三六ページ）で、天武初年に先の改新の詔に示されている境界を持つ畿内が、制度として施行されたのではないかとする。確かに畿内に関しては天武代に入って夥しくあらわれ（天武五年以後九例）、畿内の有位人等の四の孟月に朝参すべきこと、人夫の兵器の校閲など、特殊地域としての畿内と諸国との区別意識が顕著である。

一方、「遣二諸王五位伊勢王・大錦下羽田公八國・小錦下多臣品治・小錦下中臣連大嶋、并判官・録史・工匠者等一、巡二行天下一、而限二分諸國之境堺一。」（書紀、天武十二年十二月十三日）、「遣二伊勢王等一、定二諸國堺一。」（同十三年十月三日）のように、天武代、諸国――畿外の堺界を制定する事業が行われており、畿内よりはるかに遅れてではあるが、畿外の制定に中央が大きく関わりを持ったことをも示している。

前述したように、原巻十三は大和国、摂津国・伊勢国・山背国・近江国・紀伊国・美濃国・能登国・安芸国の歌を載せるが、このうち、長山氏が天武初年制定と考える畿内は、大和・摂津・山背・近江・紀伊（一部）で、巻十三の地域の大半を占め特殊地域としての畿内が巻十三でも重要な位置を占めている。畿内の一大歌謡群の下に畿外の歌が畿内の歌に従う形で続き、さらに紀伊（一部）・美濃・能登・安芸国の歌が続く。原巻十三が地域別の配列法をとり、それが東歌や防人歌と異なって畿内国と畿外国が同居した形になっているのは、天武朝における畿内・畿外意識を反映させたものに他ならないといえるだろう。

また、風俗歌との関係でいうなら、天武四年二月九日、「勅二大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・

近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等國ニ曰、選ニ所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人ニ而貢上。」(紀書)が注目される。「等」というのであるから、この他の国からも集められたのであろうが、明記の国々は壬申の乱の舞台となった所で、「民間に生れ、民間で親しまれてきた芸能もいまは貢納の対象とされ、中央に集められることになった。それは、戦勝の謳歌であると同時に、あらゆるものの大王への集中である。」と門脇禎二氏はいう(『飛鳥 その古代史と風土』昭45年一八五～一八六ページ)。こうした天皇の命令という国家事業として行われた諸国の楽儛の集中は、どのようにして保存されたのであろうか。『催馬楽』の歌詞の国名と、この天武四年二月九日の国名とは、ほぼ一致するところから、天武代に集められた風俗歌は『催馬楽』などの伝承に生かされていったらしいとされる(川崎庸之『天武天皇』昭27年、一二五ページ)から、『催馬楽』はこの楽舞の集中、大歌として宮廷歌謡にとり入れられていった一つの保存の姿を示すものといえる。『催馬楽』のことが初めて見えるのは、『三代実録』中、広井女王薨去を述べた貞観元年十月二十三日であるが、『催馬楽』の成立については「すくなくとも奈良時代の末か平安時代の初期に歌曲としての催馬楽があったと推測することは、けっして無理でない。」(日本古典文学大系『古代歌謡集』解説)といわれる。天武時代は、上述の天武四年二月九日の記事の他にも、饗宴・酒宴での楽(うたまひ)(二年九月二十八日・十年正月七日・十年九月十四日)を初め「饗ニ隼人等於明日香寺之西一。殺ニ種々楽一。」(十一年七月二十七日)、「奏ニ小墾田儛及高麗・百濟・新羅、三國樂於庭中一。」(十二年正月十八日)、「詔曰、凡諸歌男・歌女・笛吹者、卽傳ニ己子孫一、令レ習ニ歌笛一。」(十四年九月十五日)など、風俗歌や舞に対する並々ならぬ関心がみえ、持統二年十一月四日天武殯宮での楯節舞に至っては、舞は大君への限属で、「中央には、王臣諸氏から人民までを通じる服属儀礼としての楽舞がととのえられていった」(門脇禎二、前掲書、一八〇ページ)という。天武代に国家的事業として中央へ集中され、それが「服属儀礼」として集大成されていった風俗歌が、歌曲としての『催馬楽』があったろうといわれる奈良時代末か平安時代初めにならなければ存在を確認出来ないのであろうか。当然、天武代に何ら

かの形で、集中された風俗歌は筆録なり編集なりをみたはずではなかろうか。その一端は上代の歌謡集である万葉集に留めることはあり得ることといえないだろうか。私は巻十三の中にその一端を認めることが出来るのではないかと考える。窪田空穂氏が評釈で巻十三のうち、奈良時代以前の謡い物と認めるのは、三三五、三三〇五～三三〇八、三三〇九―以上日本国、三三三、三三六〇、三三七八、三三九三、三三九五、三三一〇、三三一一―以上大和、三三三―近江である。このうち三三〇五―三三〇八番の歌は、

三三〇五　物思はず　道行く行くも　青山を　振り放け見れば　つつじ花　にほえ娘子　桜花　栄え娘子　汝をそも　我に寄すといふ　我をもそ　汝に寄すといふ　荒山も　人も寄すれば　寄そるとぞいふ　汝が心ゆめ

反歌

三三〇六　いかにして　恋止むものぞ　天地の　神を祈れど　我や思ひ増す

三三〇七　然れこそ　年の八年を　切り髪の　吾同子を過ぎ　橘の　末枝を過ぎて　この川の　下にも長く　汝が心待て

反歌

三三〇八　天地の　神をそ我は　祈りてき　恋といふものは　さね止まずけり

というのであるが、これらに対して窪田氏は次のように述べている。

……注意されるのは、「橘の末枝を過ぎ」と、「この河の」といふ枕詞である。これは傍らにさういふ實物がなければ云へない形の云ひ方である。想像に訴へての云ひ方としても通じなくはないが、それとしてはやや無理な云ひ方である。その點からいふと、この歌はさうした裝置を傍らにしての謡物ではなかったか。男の方には青山を思はせる裝置があり、女の方には云ふやうな裝置があって、その前に立っての懸け合いの謡物ではなかったかと思はれるのである。それだと、身振りを伴っての舞臺藝能である。とにかくその傾向の物として、問題になりうるものと思はれる。（評釈、三三〇七【評】昭26年）

評釈のこの指摘は、武田祐吉氏の全注釈で、「内容を併せて、歌曲ふうに歌ひ伝えられた歌であらう」(昭25年)と、すでに指摘されていたことである。その全注釈は歌曲ふうなものとして、さらに三二五、三二〇九、三二一〇、三二一三、三二一四番歌を挙げている。特に三二一〇番については、「かような歌曲は、多分舞の手を有していて、舞曲として伝来していたのだらう。古代風俗の窺われる歌だ」、三二一四番歌に対しては、「……前半において、その事情を明細に叙して説明しているのは実際の贈答ではなくして、その演出であることを思はしめる。」と述べている。このように巻十三の戯曲性、舞曲性は指摘されており、巻十三の一つの大きな位置を占めている。他に三二七〇番歌も舞曲的なものといえる。この歌群をいったいどう解釈すべきであろうか。私は、これは天武時代の風俗歌への関心の強さ、とりわけ天武四年二月の詔を背景に、楽舞が中央に集中されたものの一つの姿だと考える。また、天武代の風俗歌の関心と巻十三の歌謡をつなぐものとして、次のことが挙げられる。巻一に収める天武天皇の御製歌、

三二五　み吉野の　耳我の嶺に　時なくそ　雪は降りける　間なくそ　雨は降りける　その雪の　時なきがごと　その雨の　間なきがごとく　隈もおちず　思ひつつぞ来し　その山道を

或本歌

三二六　み吉野の　耳我の山に　時じくそ　雪は降るといふ　間なくそ　雨は降るといふ　その雪の　時じきがごと　その雨の　間なきがごとく　隈もおらず　思ひつつぞ来し　その山道を

が、巻十三の

三二七〇　小沿田の　年魚道の水を　間なくそ　人は汲むといふ　時じくそ　人は飲むといふ　汲む人の　間なきがごとく　飲む人の　時じきがごと　我妹子に　我が恋ふらくは　止む時もなし

反歌

三六一　思ひ遣る　すべのたづきも　今はなし　君に逢はずて　年の経ぬれば

三六二　み吉野の　御金の岳に　間なくぞ　雨は降るといふ　時じくそ　雪は降るといふ　その雨の　間なきがごとく　その雪の　時じきがごと　間もおちず　我はそ恋ふる　妹がただかに

反歌

三六四　み雪降る　吉野の岳に　居る雲の　よそに見し児に　恋ひ渡るかも

と類歌関係にあることはいうまでもない。巻一の天武御製歌は、天武四年四月因幡に流された麻続王の歌（二三）、天武八年五月吉野行幸の時の御製歌（二七）、の間に置かれている。巻一は年代順に収められているとされるから、二六・二六番歌はこの間のものといえる。しかし、そう単純なことでもなく、作歌時について、大海人皇子時代の吉野入りの時のこと、あるいは天武八年行幸の時などの説がある。日本古典文学大系『万葉集』一では、清御原宮に天皇としてあった或る日という説をとり、「失意の吉野入りを得意の日に回想したもの」とするが、私もまた、どちらかといえば短歌を得意とした天武天皇が（天武の長歌はこれのみである）、三六〇番の歌によって作った長歌[3]で、大海人皇子が天武天皇となってから作歌したものと考える。天武天皇が三六〇番の歌によって作歌したのは、三六〇番歌が自らの命によって集中された謡い物であったからで、巻十三の具体的な地名があらわれる最初にこの歌が位置する理由も、このあたりにあるのではなかろうか。また、天武十二年正月十八日の「奏二小墾田儛及高麗・百濟・新羅、三國樂於庭中一。」の「小墾田儛」については、兼方がいう推古天皇の時代に作られたもので、今の倭舞かという按（日本古典文学大系『日本書紀』下頭注による）が今もとられており、外来楽に対抗する倭舞といわれるが、私は天武四年に集中され、天武がそれによって歌を作ったほどの、生活にかけがえのない水を歌った三六〇番歌ごとき歌曲をもった舞が、「小墾儛」であった可能性もあるの

ではないかと考える。そうすれば、巻十三と天武天皇代の風俗歌とのいっそう強い関わりを示すことになる。

天武朝と巻十三を結びつけるものとして、巻十三が大和の国の次に摂津と伊勢の地を配置させていることも注意しなければならないことである。すなわち、摂津の難波には天武八年十一月に羅城が築かれ、十二年十二月には複都制がとられ難波に都が築かれ、これに伴い天武代には摂津職がおかれており、摂津と天武時代とが深い関わりを示しているということである。また、伊勢国については、「ヒルメ神の成熟という条件の上に、伊勢神宮における荒祭宮とヒルメの宮との併立に大変革を加え、ヒルメの宮をもって太陽神の祠とし、ヒルメの神を太陽神と決定したのは天武朝であった」（岡田精司『古代王権の祭祀と神話』昭45年、三九五ページ）といわれるように、天武天皇によって伊勢神宮が天皇の国家守護神として完成する。天武天皇代、大和国外の諸国のうち、政治的・宗教的に重大な意味を持つこの二国を、大和国の次に位置させる巻十三の配列意図は、明らかに天武天皇代の国家的方向と一致する。また、巻十三の地域群はがいして大和国の北方・西方地域であるが、西方地域として、伊勢の国と壬申の乱の功労者の出身地、美濃国については例外的に収めている（能登国は佐竹昭広氏が強いて何處かということになるならと求めた地である）。ここにも天武天皇代を反映させるものがあるといえる。

以上によって、原巻十三は天武天皇代を色濃く反映している（必ずしも天武天皇代に原巻十三が完成していたとは限らない）長歌集で、地域別の配列のされ方といい、風俗歌の国家的集中を背景にすることといい、勅撰的な性格を帯びた歌集であったといえる。

その原巻十三を復元させる事は難しいが、奈良時代以前とみられる歌、奈良時代以前の謡物風といわれるもの、五部立を取り去って出来た前表の各地域の初めの方の歌、あるいは現巻十三が「右〇首」とグループ化させている歌群

の初めの歌、及び或本・或書・柿本人麻呂歌集を除いた歌などで構成されていたと考えられる。

三、三輪と泊瀬

巻一・二と巻十三の一つの大きな相異は、前者が三輪信仰への意識がみえるが、巻十三には三輪信仰を基盤とする歌はない、若しくはたいへん消極的な形でしか存しないということである。というのは、巻十三には「三諸」(三三三)、「神奈備」(三三三、三三四)、「神奈備の三諸の山」「神奈備の三諸の神」(三三七・三三八)、「三諸の神奈備山」(三三六)というのは出てくるが、「三輪」「大神」というのは一例も見出されないからである。前述したように、新しい注釈書ではこれらの「神奈備」「三諸」は全て飛鳥のそれ——雷丘——であるとしているわけであるから、それによれば巻十三には三輪を詠んだ歌は一首もないということになる。ただ古注釈書には例えば三三七・三三八番の「神奈備の三諸の山(神)」は、「三輪山(の神)」とするもの(代・管・童)や、注釈書以外では三三三番の「三諸」を三輪山とするもの(土橋寛『古代歌謡の世界』昭43年、七四ページ)もあり、いちがいに三輪山を歌ったものは一例もないとは言えない。特に「神奈備の三諸の山に斎ふ杉思ひ過ぎめや苔生すまでに」(三三八)は、三輪の神杉から、「斎串立て神酒据ゑ奉る祝部がうずの玉蔭見ればともしも」(三三九)の神酒から、また序詞中ではあるが、「瑞垣の久しき時ゆ恋すれば我が帯緩ふ朝夕ごとに」(三六二)は水垣郷から、雷丘よりむしろ三輪山を想起させるものである。しかし、三三八～三三九番の長歌である三三七番が「神奈備の三諸の神の帯にせる飛鳥の川」と歌い、前述した地域グループからいっても明らかに雷丘を示しているにも拘らず、反歌では三輪的な歌が付せられているという、巻十三の長歌と反歌の付合の不適さを示しているものであり、また三六二番歌は或本の歌で、従って原巻十三に「三輪」を積極的に認めることは出来ない。巻十三の「三諸」「神奈備」

のあるものが三輪山を歌ったものだとしても、そうとも言えるし、そうとも言えないという、たいへん消極的な形でしかあらわれない。

一方、巻十三には泊瀬歌は一大群をなし、きわめて特異な存在であること、しかも雷丘に先立って位置していることが注目される。巻一・二では泊瀬歌は「……京を置きてこもりくの泊瀬の山は真木立つ荒き山路を岩が根禁樹押しなべ……」(一・四五「軽皇子宿二安騎野一時柿本朝臣人麻呂作歌」)、「大君の命恐みにきびにし家を置きこもりくの泊瀬の川に舟浮けて我が行く川の……」(一・七六或本「従二藤原京一遷二于寧楽宮一時歌」)のみで、前者は安騎野への通り道として歌われたもので、巻十三のように泊瀬を舞台とする泊瀬歌群とは異なるものであり、後者は或本歌のもので原万葉にはなかったものである。また、巻一・二の人麻呂関係歌は「寧楽宮」の歌が加わった段階で附加されたものといわれる(後藤利雄、前掲書一八三ページ)から、四五番歌も原万葉にはなかったといえ、原万葉には巻十三のような泊瀬歌は一首もないといえる。

巻一の巻頭歌は「泊瀬朝倉宮御宇天皇代」の歌として、雄略天皇の歌を載せる。この歌も歌そのものは泊瀬の地を結びつけなければならないという種の歌ではない。泊瀬朝倉宮に都した雄略天皇の歌を巻一の巻頭に載せるのは、巻一編纂当時、「雄略天皇が、古代を代表する大和朝廷の偉大な君主としてとらえられてゐたこと」(伊藤博「編者の意図―万葉集巻一の場合―」『国語国文』第28巻第2号、昭34年2月)によるといわれる。泊瀬朝倉に都した天皇の歌といっても、泊瀬の地そのものの意識によるものではなく、「古代の天子の象徴」(伊藤博前掲論)としての雄略天皇の歌を配置することに意義があったのだといえる。従って、再び繰り返すが巻一・二には巻十三のような泊瀬歌は一首もないといってよい。

三輪山付近には遺蹟が多く、崇神陵・景行陵などを中心とし檜山古墳を含む柳本古墳群や、箸墓や狐塚・馬塚など

で構成されている三輪古墳群があり、また、樋口清之氏が三輪町山ノ神の遺蹟のうち「素文銅鏡、土製品はいづれも祭祀の目的を以て特に作られた」（「奈良県三輪町山ノ神遺蹟研究（続）」『大神神社史料』第3巻、昭46年11月）と指摘することからも明らかなように、かつてここには三輪山を神とする大きな勢力があったことを示す。すでに指摘されるように、この三輪の祭祀を大和王朝が重要視していたことは、崇神朝の記録として伝える記事、役病が流行した時大物主大神が夢にあらわれ意富多多泥古を祭るよう告げ、三輪山に意富多多泥古を神主として祭る話（古事記・書紀も同様）、大田田根子命を以って大物主大神を祭る主とし、崇神四八年正月、王位継承に関して夢占をするが、その夢に三輪山が重要な位置を占めていること（以上書紀）によって明らかであり、また、敏達十年閏二月、蝦夷綾糟等が三輪山に向って、「用二清明心一、事二奉天闕（みかど）一。」（書紀）ことを盟約したことには、三輪山が朝廷になりかわり得るものであることを示している。

三輪山が強大な信仰を有するのは、一つには秀麗な山全体が神体としてあがめられていたことと、もう一つには三輪山の神は大蛇であるという雄略紀の伝承にも明らかなように、泊瀬川と巻向川合流点から東方一帯の、三輪・金屋・茅原・芝・箸中のいわゆる水垣（瑞籬）郷の、水を媒介とする結合体の祭祀権を掌握していることによる。書紀は大物主神の妻として孝元天皇の皇女、すなわち崇神天皇の叔母、倭迹迹日百襲姫命が三輪の神主大田田根子命の父大物主大神の妻と伝える。このことは三輪山の祭祀権の推移を暗示しているといわれ、三輪の神主となった大田田根子命が、「今三輪君等之始祖也」（書紀　崇神八年十二月二十日）と伝えられていることと共に、「もともとこの地方の豪族らによっていつきまつられていた神が、大王家の奉斎神となるにいたってその統属下に入り、もとの豪族らはのちに祭祀の分掌者となり、王領の監督者となっていく」（上田正昭『大和朝廷』昭42年、九二ページ）ことを示すという。土俗の水利権や祭祀権の集中と掌握が重要な課題であった古代王権の形成過程で、三輪の信仰は統属下に置かれ、古代王権に組み込まれていったのである。大

王家における三輪氏の重要性は継承されていったであろうが、その三輪氏が再び脚光をあびるのは天武天皇代である。天武元年六月二十四日、伊勢介三輪君子首は壬申の乱の決戦で鈴鹿郡にて天武軍と合流し、六月二十九日には三輪君高市麻呂は他の豪傑と共に天武下に着く。子首は伊勢から倭へ、高市麻呂は箸陵の下で戦い、共に大いに功をなす。天武五年八月、子首が卒した時、「以二壬申年之功一、贈二内小紫位一。仍誄曰二大三輪眞上田迎君一。」(紀)と伝えられている。壬申の年の功で位を贈られた人は子首のみで、「大三輪氏が天武天皇の朝においても特殊の名族として待遇せられていたこと」(坂本太郎「大神氏と万葉集」『大神神社史料』第3巻、昭46年11月)は明らかと指摘されている。そういう三輪氏の力を背景に日本書紀は三輪氏の伝承を遺憾なく採録しているのだとも同氏は述べている。持統六年二月、天皇が伊勢に幸しようとした時、三輪君高市麻呂は農事を妨げるという理由で諫め、翌三月三日に重ねて諫言している。このことは三輪水利権を掌握する三輪氏の性格を背景にしていると共に、三輪氏が天皇に直言することが出来るほどの力を持ち得ていたということを示している。天武・持統朝は、初期大和王権と三輪氏との結末を基盤に三輪氏族の壬申の年の功によって、三輪氏をたいへん優遇した時代であったといえる。

万葉集は、日本書紀の三輪氏伝承に比べればそれほど三輪氏族の歌を伝えるものではないが、原万葉中、三輪を歌う歌で代表的なものは額田王の次の歌といえる。

額田王下二近江國一時作歌井戸王即和歌

一・一七　味酒　三輪の山　あをによし　奈良の山の　山のまに　い隠るまで　道の隈　い積もるまでに　つばらにも　見つつ行かむを
しばしばも　見放けむ山を　心なく　雲の隠さふべしや

反　歌

一・六　三輪山を　然も隠すか　雲だにも　心あらなも　隠さふべしや

右の歌は他の解釈もあるが、谷馨氏は「遷都に際して三輪山の神（出雲系の大物主神）の祟りを防ぐべく行われた祭祀の折に、召命によって作歌し、神に捧げて謡われた公的な呪歌となすべきである。」（『鳥がなく東の相聞』昭45年、一〇四ページ）と意義づけた。遷都というのは、いうまでもなく天智天皇の近江遷都をさすが、この歌は原万葉の三輪山への姿勢を代表するものであろう。

巻向川の扇状地帯が三輪豪族の勢力圏であったが、三輪あたりを流れる泊瀬川の上流、和名抄に大和国城上郡長谷とある朝倉・初瀬あたり宇陀榛原を東の境とし、朝倉初瀬川上流渓谷地帯、「こもりくの泊瀬」「こもりくの泊瀬（小）国」もまた、一つの勢力圏、文化圏を形成していたと考えられる。古墳時代後期の狛より忍坂にいたる尾根の北斜面の朝倉古墳群は、この集落の支配者層の墳墓で、ここ一帯に古墳文化を形成した人々が一つの部族を形成していたことを示している。その部族はこのあたりを流れる泊瀬川の水を中心とする一つの小国で、当然そこには三輪のような信仰（水利をめぐる祭祀）が息づいていたはずである。

泊瀬の信仰といえば、十一面観音信仰として、奈良朝以後、特に著名になった長谷寺を挙げることが出来るが、しかし、これは上代の泊瀬の信仰ではない。長谷寺の創建には諸説があるが、長谷寺に伝わる千仏多宝塔銅板銘に、

「遙哉上覚　至矣大仙　理歸絶妙　事通感縁　釈天真像　降茲豊山　鷲峯宝塔……歳次降婁　漆蒐上旬　道明率引攀拾許人　奉為飛鳥　清御原大宮治天下天皇敬造」とあり、また、諸寺縁起集長谷寺縁起によれば、長谷寺には本長谷寺と後長谷寺の二名があって、本長谷寺は「弘福寺僧道明建立也」とあるところから、『長谷寺縁起』では本長谷

寺は戊の歳、天武朝朱鳥元年、国家の安寧を祈る目的で建てられたと伝える。が、『長谷寺縁起』はそのまま信ずべき伝承ではないこと、また塔銅銘の「歳次降婁漆蒐上旬」(―戊歳七月上旬―)にも、文武二、和銅三、養老六年なども考えられることから、天武による(天武朝)建立説は確固たるものではない。朱鳥元年に建立されたならば、天武・持統紀に何らかの記事があってもよさそうであるが、両朝に長谷寺のことはみえない。天武朝創立は天武朝の「泊瀬斎宮」に端を発した伝承かと思われる。天武朝に建立されなかったとしても、後長谷寺が「藤原北臣未レ拝二大臣一時。奏二聞朝廷一奉レ勅建立也」(『長谷寺起縁』)と、藤原房前(聖武代)が関係したと伝えていたり、また、大政官符「應レ下二行十一面幷像幷堂舎造料稲参千束一事」の記事が神亀六年(諸寺縁起『大和志』料』中巻による)、また、神護景雲二年十月二十日「幸二長谷寺一。捨二田八町一。」(続日本紀巻二十九)とあるところから、天武朝をそれほど下るものではなく、後の伝承で天武朝建立とされるような素地が天武朝にあったのかもしれない。

延喜式神名帳に、「長谷山口神社」がみえる。今、村社という。この神社は泊瀬の山霊を祭り、「山の口から落ちる水が時を得て豊かであるようにとの祈願から生れたもので、」「その性格は水分社と同様に農業神とみるべきであり、農耕生活の生んだ神にほかならない。」(岩淵隆利「長谷寺と与喜天神社と連歌」『大和文化研究』第5巻2号、昭35年2月)ものである。従って泊瀬郷は、長谷山霊と長谷の水を祭る神社の祭祀の下に族的結合をなす、生活圏であったといえる。長谷寺の観音の脇侍に難陀龍王と雨宝童子があるのは、長谷信仰の根源をなす水の神としての性格が取り入れられていったものといえる。

泊瀬川のさらに源に滝倉神社が伝えられている。滝倉神社は上郷村大字滝倉で、このあたりは「山狭もいよいよせまくなり、清冽な水を、岩に激している谷川」(堀内民一『万葉集大和風土記』昭49年重版、一九〇ペ)で、この社のたたずまいの森厳なことから、同氏は天武朝の泊瀬斎宮はこの滝倉社あたりに想定すべきだろうとしている。この滝倉社は長谷寺の本地主(長谷寺勘奏記裏書に引く行

仁上人記、『大和志料』中巻による）とされ、長谷寺建立以前の滝倉信仰が長谷寺に組み入れられていったことを示唆し、『豊山玉石集』（『大和志料』中巻による）が伝えるように、長谷八郷を鎮守する性格を持つ。この社と長谷山口神社とのいずれが泊瀬郷の土俗的原初的信仰の基盤であるかというと、生産と結びついた祭祀権を持つ神社は、「いずれも標高五〇～六〇メートルの地帯に多く分布し、古墳よりも一段と低い地域で集落と密接な関係を示している」（伊達宗泰「遺蹟分布よりみた古代地域の考察」『近畿古文化論攷』、昭38年）というから、長谷山口神社の祭祀が泊瀬郷を支配していたと考えられる。

この泊瀬のように、山の入口に山口神社、さらに奥に神社を配し、山口神社のあたりに寺院が建立されてゆくケースは、大和国内だけでも巨勢山口神社―巨勢山坐三處神社―巨勢守（葛上郡）、当麻山口神社―当麻都比古神社―当麻寺（葛下郡）、吉野山口神社―高梓神社―瀧門寺とあり、山霊や水を祭る土着の信仰が仏教信仰の普及につれて、寺院に吸収、あるいは並存するようになったことを示している。

この泊瀬郷に都したと伝えられる天皇は、朝倉宮に都した雄略帝と、泊瀬並木宮に都した武烈天皇である。この二王には共通した性格が伝えられている。日本書紀によれば、雄略帝は安康天皇を殺した眉輪王と、王が逃げ込んだ円大臣の家を焼き、政敵市辺杵磐皇子と帳内を尚誅し（即位前）、百済池津媛が石川楯に婬けたために夫婦を四枝の木に張り、仮寂の上に置き焼き殺し、吉野御馬瀬での猟場で、質問に群臣が即答しなかったかどで御者大津馬飼を斬り、国内の民をふるえあがらせた。天皇は自分の分別にしがみつき、誤って人を殺すことが多く、そうした天皇への天下の評を「大悪天皇也」（以上二年）と伝えている。四年二月、葛城山での一事主神との出会いに際しては、「相二辭發一箭、竝轡馳騁。言詞恭恪、有レ若レ逢レ仙。……是時、百姓咸言、有レ徳天皇也」という記事も見えるが、総じて雄略帝は短気な残虐な性格として描かれており、その例証にはこと欠かない。武烈帝に至っては、その残虐ぶりはさらに徹底して

おり、「長好二刑理一。法令分明。……又頻造二諸惡一。不レ修二一善一。凡諸酷刑、無レ不親覽一。國内居人、咸皆需怖。」(即位前)、「剖二孕婦之腹一、而觀二其胎一。」(二年)、「解二人指甲一、使レ掘二暑預一。」(三年)と、以後、毎年これに類する残虐な行動が記されている。

雄略と武烈帝に暴虐記事が集中するのは何故であろうか。梅沢伊勢三氏はこれは何等かの意図により、あえて集められたか作られたかした記事に相違ないとし、「有徳者が天子になるという考え方はその反面において、必然的に有徳でない者は王者となるべきでないという主張につながるものであり、さらにこれは有徳者の子孫は長く王者として栄え、不徳者の子孫はついに滅亡するものであるという天命観を背景とするもので」、それ故、「雄略の後は清寧で絶え、武烈にいたって全く跡がなく、この系統はここに滅びてしまっている」(『古事記・日本書紀』一九七一年新装一版一三八ページ)のだという。私はこの梅沢氏の考えに異論はないが、この残虐な二王の都として泊瀬が選ばれたこともまた、意味を持つのではないかと考える。

泊瀬郷付近の土民の様を伝えるものとして、神武東征途上、忍坂での古事記の記事が思い起される。すなわち、「自二其地一幸行、到二忍坂大室一之時、生レ尾土雲訓云二具毛一。八十建、在二其室一待伊那流。此三字以レ音。」という記事であるが、忍坂あたりの土民として室に住む土雲・八十建と記されていることが注目される。古事記伝では土雲を、「……岩窟(イハカ)土窖(ツチムロ)などに住て、人を害(ソコナ)ひ残暴(イチハヤ)ぶる鬼(タケル)神(ドモ)等を、蜘蛛に准へて、如此は稱けられたるなるべし」、八十建を、「数多の建どもいふなり」「さて建とは、定まれる名にはあらず、威勢ありて猛勇き者をいふ稱なり」(『本居宣長全集』第10巻 昭43年による)と説明している。土雲は要するに「文化の低い地方の土着民で、その風俗習性を動物的に表象したもの」(日本古典文学大系『古事記祝詞』注による、昭33年)で、泊瀬郷付近の土民は文化低く勇猛で、三輪古墳群が古墳時代前期よりのものを含むに対し、朝倉古墳群が後期のみの

ものであることからもいえるように、三輪郷に比べて野蛮な未開地域だったようである。雄略紀では「國人皆謂二階下一、安野而好レ獣。」(五年二月)、武烈紀では「而好二田獵一、走レ狗試レ馬。」(八年三月)、また雄略帝時代、宍人部が置かれているように、この二王には肥沃な農地で農耕を営む人民の支配者像というより、狩猟生活を背景にした支配者像が濃厚である。残虐きわまる雄略・武烈二王が泊瀬郷に都を築くのは、右に述べたような泊瀬郷の性格ゆえであったのだと考える。

泊瀬は大養孝氏によれば、「『隠口の初瀬』といっても、けっして南北の山々のきりせまった陰気な深い谷ではない。山はいずれも三〇〇メートル前後の低い里山で、生産に適しているし、谷あいには相当の平地をのこして、日をいっぱいうけた明るい渓谷である」。(『万葉の旅』上 昭39年二八ページ)という。しかし、巻向川がつくり出す扇状地帯の三輪郷との対比でいうなら、守部の引く、大和国風土記残編に「長谷郷、土地下肥、民用少」(「万葉集檜嬬手」別記『橘守部全集』第四)とあるように、生産力が劣ることは当然である。三輪祭祀権が早く宮廷の祭祀権に掌握されるという形で、その祭祀が重要視され開放的であったのに対し、泊瀬の祭祀については、宮廷に組み入れられていった伝承もなく、長く閉鎖的、文化に浴さない地域であったわけである。

その泊瀬が朝廷に接触したとすれば、それは隣接する三輪圏に従属するという形でであると考えられる。次の事柄はそのことを示すであろう。

一、雄略七年七月三日、天皇は少子部連蜾蠃に「『朕、三諸岳の神の形を見むと欲ふ。汝膂力人に過ぎたり。自ら行きて捉て来』」(紀)と命じ、雄略朝を遡る崇神朝に天皇の命の下に大田田根子を以って祭られている三輪の神を捉えて来させ、ものいみもしなかった。結局、雄略帝は大蛇の雷のような音、赫々とした眼に畏れ放ち、十四年三月には「衣縫の兄媛を以て、大三輪神に奉」(書紀)る。

二、磯城嶋金刺宮に都した欽明帝は、三十一年四月二日、泊瀬柴籬宮に行幸する。
三、欽明帝と蘇我臣女小姉君との間の皇子の一人が、泊瀬部皇子（後の崇峻帝）と名づけられている。
四、敏達十年閏二月、魅師綾糟等が懼然り恐懼んで泊瀬川の中流に下り、三輪山に向って水をすすり天皇への忠誠を誓う。

しかし、これらとて泊瀬を完全に開放し、朝廷に結びつけるものとなったことを示しているとはいえない。それが、日本書紀では天武代に入って、万葉集では持続代に入って、泊瀬が記録に、歌中に登場する。日本書紀にあらわれる天武天皇と泊瀬との記録は、泊瀬朝倉宮に都を定めた雄略帝が設置したと伝えられる宍人部の伴造、宍人臣大麻の女樛媛娘を迎え入れ、その一女を泊瀬部皇女と名付けていること（二年二月）や、「稍近レ神之所也」である「泊瀬斎宮」が初めて見え、伊勢神宮に向う大来皇女が身を潔めるために留まっていること（二年四月）や、八年八月十一日に、「幸二泊瀬一、以宴二迹驚淵上一」していることなどあり、泊瀬祭祀が天皇家直属の斎宮としての役割を果すことを筆頭に、天武朝に至って初めて泊瀬は朝廷の前に姿をあらわす。天武天皇代、雄略・武烈帝以来の野鄙な閉鎖的な泊瀬は、開かれた泊瀬へと変貌していったという印象を強くさせ、後世、長谷寺建立者として天武天皇が伝承される基盤をここに見出すことが出来るかと思われる。持統四年六月六日、泊瀬への行幸が行われているが、これは明らかに天武天皇の泊瀬への関わりを継いでの行幸である。

天武天皇が二年二月二十七日即帝位し、壬申の乱の功労者たちに爵賜って（二十九日）まづ為し遂げた事業は、川原寺で書生を集め一切経を写させたこと（三月）、大来皇女を伊勢神宮に奉仕させるため、泊瀬斎宮に留まらせたことの二つで、宗教、祭祀を国家のそれとして組み入れてゆくという事業である。この事業は高市大寺造司任命をはじめ、薬師寺建立、僧尼を宮中に安居せしめること、諸国、家に仏舎を作り仏像、経を礼拝供養すること、経の書写等々、ま

た、忍壁皇子の石上神宮派遣、竜田神、広瀬の神の祭（この二神社の祭りは十九回ほどみえる）、倉椅河上の斎宮を建てること、天神地祇を祠る等々、天武朝全般に渡って進められたものである。その中で川原寺がことに崇拝され、神社、斎宮では伊勢神宮が皇祖神を祭る神宮として、特別の地位を確保する。泊瀬斎宮はその伊勢神宮途上にあり、恐らく未開で閉鎖的地域であったが故に保持する神事性、あるいは泊瀬川の清流の故を以って、野営的性格の潔斎の場として選定された斎宮であろう。農業神としての土着の祭祀性ではなく、「稍近レ神之所也」という、潔めの場として泊瀬の祭祀が国家祭祀の中に組み入れられていったのである。農業神としては風神竜田、大忌神広瀬両神社が国家祭祀の対象となっており、泊瀬は天武天皇代、農業のための国家祭祀を荷負った形跡はない。

泊瀬が天武朝に至って斎宮として国家祭祀に組み入れられ、ヒルメの神が太陽神と決定、伊勢神宮に祭られ、その伊勢神宮の性格づけに一役買った泊瀬ではあるが、ここで述べておくべきことがある。不徳者の子孫は遂に滅亡するものという思想の下に、暴虐君主雄略、武烈帝だけが都を置いた地であるという、決して晴れがましい地としてのみの伝承、歴史を泊瀬は持ち得ないということである。

四、巻十三の泊瀬歌群

巻十三に載せる泊瀬歌は次のごとくである。

①三三五（雑）天雲の　影さへ見ゆる　こもりくの　泊瀬の川は　浦なみか　舟の寄り来ぬ　磯なみか　海人の釣せぬ　よしゑやし　浦はなくとも　よしゑやし　磯はなくとも　沖つ波　凌ぎ漕ぎ入り来　海人の釣舟

反歌

三三六　さざれ波　浮きて流るる　泊瀬川　寄るべき磯の　なきがさぶしさ

②三三七（相）　こもりくの　泊瀬の川の　上つ瀬に　い杭を打ち　下つ瀬に　ま杭を打ち　い杭には　鏡を掛け　ま杭には　ま玉を掛け　ま玉なす　我が思ふ妹も　鏡なす　我が思ふ妹も　ありと言はばこそ　国にも　家にも行かめ　誰が故か行かむ

検二古事記一曰　件歌者木梨之軽太子自死之時所レ作者也

反歌

三三八　年渡る　までにも人は　ありといふを　何時の間にそも　我が恋ひにける

或書反歌曰

三三九　世間を　憂しと思ひて　家出せし　我や何にか　かへりてならむ

③三四〇（問）　こもりくの　泊瀬の国に　さよばひに　我が来れば　たな曇り　雪は降り来　さ曇り　雨は降り来　野つ鳥　雉はとよむ　家つ鳥　かけも鳴く　さ夜は明け　この夜は明けぬ　入りてかつ寝む　この戸開かせ

反歌

三四一　こもりくの　泊瀬小国に　妻しあれば　石は踏めども　なほし来にけり

④三四二（問）　こもりくの　泊瀬小国に　よばひせす　我が天皇よ　奥床に　母は寝ねたり　外床に　父は寝ねたり　起き立たば　母知りぬべし　出でて行かば　父知りぬべし　ぬばたまの　夜は明け行きぬ　ここだくも　思ふごとならぬ　隠り妻かも

反歌

三四三　川の瀬の　石踏み渡り　ぬばたまの　黒馬の来夜は　常にあらぬかも

⑤三四四（挽）　こもりくの　泊瀬の川の　上つ瀬に　鵜を八つ潜け　下つ瀬に　鵜を八つ潜け　上つ瀬の　鮎を食はしめ　下つ瀬の　鮎を食はしめ　くはし妹に　鮎を惜しみ　くはし妹に　鮎を惜しみ　投ぐるさの　遠ざかり居て　思ふ空　安けなくに　嘆く空　安けなくに　衣こそば　それ破れぬれば　継ぎつつも　またも逢ふといへ　玉こそば　緒の絶えぬれば　くくりつつ　またも逢ふといへ　またも逢はぬものは　妻にしありけり

⑥三四五（挽）　こもりくの　泊瀬の山　青幡の　忍坂の山は　走り出の　宜しき山の　出で立ちの　くはしき山ぞ　あたらしき　山の荒れまく惜しも

⑦三三（挽）　高山と　海とこそば　山ながら　かくも現しく　海ながら　然直ならめ　人は花ものそ　うつせみ世人

①については、泊瀬川に対して釣船とか浦という表現はふさわしくないとして、「恐らくは泊瀬川に臨んだ貴人の邸宅などで、酒宴に際して詠んだものであろう」（全注釈）とか、「泊瀬川の沿岸に住み、その河に深い親しみを抱いてゐる人のもった空想である」（評釈）とかいわれたりする。しかし、私はこの歌を支えるものは、泊瀬神奈備への神の降臨であると考える。大神神社には今も本殿はなく、石上神宮の本殿は大正二年に竣成したもので、元来本殿はなかったということである。これは神というものは初めから社に鎮座するのではなく、降臨するものだからで「神意伝達の場であったまつりがかならず神迎えからはじまるのは、神が本来迎えられる神であったからにほかならない」（上田正昭「神々の回路」三輪・石上・賀茂」、『古代の日本』5、昭45年）。泊瀬の神もまた、初めから泊瀬の社に鎮座するものではなく、降臨するもので、従ってまつりを行うに当っては神迎えから初めなければならない。神武東征宣言中の鹽土老翁の言葉として、「東有二美地一。青山四周。其中亦有下乗二天磐船一而飛降者上。」と、櫛玉饒速日命が降ったことの伝承（書紀、神武即位前）のように船は神が降臨するに際し乗ってくるものなのである。また、賀茂神社の御阿礼まつりも、御生野に川上の貴船の神を迎える神事も、この信仰に基づくものであり、神社は山や海、川などから迎えるものなのである。①の歌は祭りを行うに当り、泊瀬神座に神を迎える神事儀礼歌としての性格をもつと考える。

②の鏡や玉が実際の祭りの道具であったことは明らかで、序詞の部分は全く祭祀の様を伝えているものである。相磯貞三氏によれば、「神の来迎をあおぐ祭り」（『記紀歌謡全注釈』）という。三六三番の左注に記すように、この歌は古事記允恭代、木梨之軽太子の作と伝えられる歌とほとんど同じである。古事記ではこの歌は「読歌也。」と記している。古事記の歌が宮廷の楽府としてある背景には、巻十三の歌が泊瀬の神事を序詞に持つ風俗歌で、集中された風俗歌が古事

記歌謡として大歌になり、一方は巻十三に姿を留めると考える。

③と④は問答をなすもので、「多分舞の手を有していて、舞曲として、伝来していたのだらう」（三三一〇に対して、全注釈）、「おそらくは舞など伴ったうたいものとしてながく伝誦されたものであろう。」（三三一二に対して、犬養孝『万葉の旅』（上）二六八ページ）と指摘されるように、泊瀬小国の風俗歌といえる。反歌は二首とも、特に三三番の内容から推しても、積極的に長歌に結びつけうるものではない。よばいを実現するため、あの手この手のいい草が、対句形式をもって調子良く歌われ、その答が「我が天皇よ」などと相手を仰々しく呼び、泊瀬小国の生活をリアルに歌い、相手をじらす。この二首にせっぱつまった緊迫感が感じられないのは、よばい役の男とその男をじらす隠り妻の演戯であるからに他ならない。泊瀬小国を舞台とした、他国のよばい者を受け入れない閉鎖的な泊瀬小国の風俗を彷彿とさせる。「我が天皇」は雄略帝に仮託されたりもするがよばい者を「我が天皇よ」と言ってはばからないところに、長く天皇家直属下になかった泊瀬小国の奔放な表現があるのだと考える。

⑤の一～十句まで序詞で、泊瀬の川の上流と下流に鵜をかづけ鮎をとらせることを描いている。鮎は肥前国松浦縣で釣によってとられているし（書紀、神功摂政前四月）、吉野では梁によってとられている（書紀、神武即位前八月）。鵜飼のことは魏志倭人伝にすでに見え、日本に特徴的だったようだが、日本書紀で「此則阿太養鸕鷀部始祖也」（神武即位前）、「鵜養伴」（同）、令義解大膳職に「鵜飼」が見えるのは、応神朝、吉野の国樔人が朝廷に栗・菌及び年魚の類などを献げ、吉野が宮廷に服従した後のことを考えられる。宮廷に差し出す鮎が鵜飼によってとられたことは、人麻呂が「……行き沿ふ川の神も大御食に仕へ奉ると上つ瀬に鵜川を立ち下つ瀬に小網さし渡す……」（一・三八）と歌っていることから知ることが出来る。巻十三の泊瀬川での鵜飼は、あるいは「上つ瀬……下つ瀬……」という儀式の常套表現からいって、神への供物とし

ての鮎の捕獲を意味するのではないかと考えられる。しかし、これは確証のあることではない。この歌はまた逢うことのない妹を歌っており、挽歌部に収められているものである。よく泊瀬は葬地としての性格を強く負わされるが、およそ人の住む所、至る地に葬地はあるもので、泊瀬が特に葬地としての性格を強く負わされるべきものではない。社と古墳は一つの生活圏に必ず存し、支配者層は今日にも残る古墳群に埋葬され、土民もまたその生活圏に葬られたはずである。「石田王卒之時舟生王作歌」(三・四二〇)の、「なゆ竹のとをよる御子さにつらふ我が大君はこもりくの泊瀬の山に神さびに斎きいますと玉梓の人そ言ひつる……」によれば、泊瀬は石田王の葬所となって、王族の葬地となったことを示すが、石田王の卒は持統年間のことと考えられるから、泊瀬が天皇家の属下に入ってからのことで、泊瀬が古くから特に葬所としてあったことを語るものとはならない。ただ「泊つ」という語から、後に葬地として意識され歌われた例は少くない。巻十三のこの歌は、泊瀬支配者層の妻の葬を場に持つ歌と考えられる。

⑥は、紀歌謡の

隠国の　泊瀬の山は
出で立ちの　宜しき山
走り出の　宜しき山の
隠国の　泊瀬の山は
あやにうら麗し　あやにうら麗し

と同系統のもので、泊瀬に立って見た泊瀬の繁栄を願う泊瀬山・忍坂の山讃め詞句によって大半を占めている。こうした山讃め歌は、結局のところ農耕と結びついたタマフリ的意義をもったものとされる(土橋寛『古代歌謡の世界』昭43年 七三ページ)。それが

「惜しき山の荒れまく惜しも」という詞辞を伴って挽歌となっている。

⑦は、「高山」とあるが巻十三の他の泊瀬歌のように、「泊瀬の山」という表現ではない。また「海」（必ずしも今いう海のみを指すものではなく、、淡海の海のように大水をたたえた所もいうが）という語もあり、巻十三の他の泊瀬歌と趣を異にするものである。「人は花ものそうつせみ世人」とあるように仏教的無常観が支配的で、三三番歌の「惜しき山の荒れまく惜しも」に引かれて出された（誦詠された）歌ではないかと考える。従って、積極的に泊瀬歌とは見なし難い。

以上、巻十三の泊瀬歌群についてみたのだが、泊瀬歌は万葉集全体では反歌も含めて三十四首あらわれる。各巻の分布のさまは、巻一―2（1例は或本）、巻三―5、巻六―2、巻七―7、巻八―1、巻九―2、巻十―2、巻十一―3、巻十三―9（但し三九番は或本歌頭による）で、巻十三が最も多い。しかも、三三番の反歌三六番歌を除いて全てが、「こもりくの」枕詞を冠している。「こもりくの」は泊瀬の地勢からくる呪詞的讃め詞で、「こもりくの」を冠していることは、その歌の伝承の古さを物語っていることになる。また、巻十三の泊瀬歌群のほとんど全体を貫く神事性、あるいは泊瀬の地を基盤とした歌であることや長歌であることなども集中において特異な性格を露呈している。長く閉鎖的な小国としてのまとまりを持っていた泊瀬が天武朝に至って天皇家の祭祀権下に入ることによって、開かれた地となり、天武天皇の風俗歌集中の熱意とあいまって、土俗的な神事性を保持してきた泊瀬の歌謡が姿をあらわし、巻十三に、あるいは記紀に入れられていったものと考える。

巻十三中、泊瀬歌群が、天武天皇が都を置いた清御原宮あたりの地に先立って、一大歌群をなしてあらわれるのは、原巻十三成立当時、雄略帝―巻一巻頭を飾る「古代天子の象徴」（伊藤博前掲論）としての―が都を築いた所として、天武

天皇代、にわかに脚光をあびるという、晴れがましさを荷負うことによってである。そう見る時巻十三は天武天皇直属下の勅撰集的な晴れの歌集としての印象を強くさせる。しかし、泊瀬は前述したように、もう一つの意味――不徳者の子孫は遂に滅亡するという思想の下に、暴虐君主、雄略・武烈帝が都を築いたところ――を持つ。それが前面に意識される時、晴れがましい地としての泊瀬は陰り、天武天皇下の勅撰集的な性格づけが出来る巻十三にもまた、為政者にとって陰な要素が出てくる。天武天皇代を色濃く反映している原巻十三の唯一の分類――地域分類――が影をひそめてゆく理由はそこにあるのだと考える。私は今、それが誰により何時なされたものである、ということを明確に指摘することは出来ないが、原巻十三自体の中にその要素を孕んでいるといえる。巻一が泊瀬朝倉に都を置いた雄略天皇の歌と伝える歌を冒頭に飾ったわけであるが、原巻十三はその意図といったんは同じ立場をとるものの、重大な発想の転換を行っている。原万葉の唯一の分類―天皇代別―を今に残す意識とは異なった意識が働き、原巻十三の唯一の分類は取り払われる方向に向ったとみなされる。

さて私は原巻十三にひそむ、為政者にとって陰な部分と述べたが、他の観点からそれはどういえるだろうか。

五、作者（作歌対象）の推定しうる歌

巻十三の原本は地域ごとの分類によるもので、そのため、もし作者や作歌対象がはっきりしているものがあったとしても、おそらく、それらを記すことはなかったであろう。今、現巻十三に至るまでに付された注や歌詞から、作者や誰に対する歌かを推定しうるものもある。三四一番は或書では穂積老、三三番は古事記では木梨之軽太子、三三五番は歌経標式で柿本若子、三四五番は或云防人の妻とされているのは、こうした人々が作者として伝えられもし、実際に作

者であり得たことを物語っている。三三四（反三三五）番は、代匠記初稿本以来、高市皇子に対する挽歌とする見方が多いが、私は弓削皇子に対するものだと考える（「万葉集巻十三に於ける一面―三三二四番歌を中心に―」『国語国文研究』第46号 昭45年6月）。また、三三七（反三三八）番は歌詞「百小竹の三野王……」から、三野王への挽歌といわれている。以上のうち、三三三、三三五番については前述したとおりで、前者は木梨之軽太子作とする古事記は、泊瀬の歌謡を物語に付会させた歌であり、後者は人麻呂に類似の詞句の歌（二・一三）があるところから、柿本若子と伝承されたものと考える。防人の妻作と伝える三四五番、「葦辺行く雁の翼を見るごとに君が帯ばしし投矢し思ほゆ」には、東国の防人歌[4]に顕著な方言がみられないこと、また「雁」は東歌や防人歌を通して一首（二十・四三六）にしかあらわれず、その歌も「常陸さし行かむ雁もが我が恋を記して付けて妹に知らせむ」と、難波に来てから歌ったもので、東国の生活の中から歌われたものとはいえない。水鳥の総称として歌われている万葉集の「雁」は、総じて風流なものとして歌われているといってよい。更に「投矢」は、家持の「慕ㇾ振二勇士之名一歌」に「……ますらをや空しくあるべき梓弓末振り起こし投矢持ち千尋射渡し剣大刀腰に取り佩き……」（二十・四一六四）と歌われるように、「梓弓」「剣大刀」と共に大夫のいでたちの道具としてのもので、東国の防人像とは遠いといわざるをえない。三四五番歌を「防人の妻」の作、少くとも東国の防人の妻の作とはいい難い。よって、以上を省いて作者や作歌対象の想定可能なものについてみよう。

三四一　天地を　嘆き乞ひ禱み　幸くあらば　またかへり見む　志賀の唐崎
……但此短歌者　或書云穂積朝臣老配二於佐渡一之時作歌者也

の穂積老は、日本書紀の記載によれば、養老六年正月二十日、乗輿を指付する罪に坐し、斬刑に処せられたが、皇太

子の奏により死一等を減じ佐渡に配流されている。養老職制律には、「凡指二斥乗輿一。情理切害者斬。非二切害一者。徒二年。」とあり、大不敬罪に当るもので、天武六年四月十一日「栗田史名倉、坐レ指二斥乗輿一、以流二于伊豆嶋一」という例がある。和銅三年、朝賀に副将軍として皇城門外朱雀路にて騎兵を率い威儀に備わり、養老二年九月には式部大輔とまでなっている穂積老が、多治比真人三宅麻呂の謀反を誣告する罪とともに、斬刑に処せられ両者とも皇太子の奏により斬刑をまぬがれ、穂積老は佐渡に、三宅麻呂は伊豆に配流されているのである。養老六年正月朔、「天皇不レ受レ朝。詔曰。朕以二不天一。奄丁二凶酷一。嬰二蓼莪之巨痛一。懐二顧復之深慈一。悲慕纏レ心。不レ忍二賀正一。宜二朝廷礼儀皆悉停一レ之。」(続紀)という記事に続く二十日のこの突然の事件は、乗輿指斥、謀反誣告という政治的色彩を持つ罪状であるだけに、疑問を抱かせるものである。前年、養老五年十一月七日、元明太上帝が薨じ、それに先立って太上帝が十月二十四日藤原房前に、「汝卿房前。当下作二内臣一計二会内外一。准レ勅施行。輔二翼帝業一。永寧中国家上。」と遺言している。これは房前が祖父鎌足にならって内臣となり、天皇の側近として仕えることをいい残したもので、天皇家の藤原氏への信頼の篤さを示すとともに、やがては首皇子の即位という、嫡子相承を予想しての計らいである。元明太上帝は死を予期するに当り、例えば長屋王の存在を考えれば、遺言をしてゆく必要があったのである。養老三年六月、首皇太子はすでに朝政を聴いており、皇嗣継承の準備は着々と進められてはいたが、元明太上帝薨後、すぐに即位というわけにはいかなかった。しかも、現天皇元正帝は文武帝の妹、氷高内親王で、史上特例な即位である。穂積老と三宅麻呂の事件はこういう背景の中から、特に強調されて生まれたものであるといえる。すなわち、元明太上帝なき後、首皇子即位を果すために、今暫く現状は固く維持されなければならず、僅かばかりの世状動揺は赦されないものであった。そのような事に対しては、厳しく対処するという姿勢が強く働いていたと考えられる。

私は先にこの罪状は疑問を抱かせるものと述べたが、その理由は、穂積老は天平十二年六月、聖武天皇の下に大赦により入京し、官人として復起し勝宝元年八月卒し、一二年四月、その冥福を祈るため維摩詰経が書写されている（『寧楽遺文』下、六二一ページ）という、死一等に処せられた者に対する過分な扱い方をされていることによってである。果して乗輿指斥自体があり得たのか、というところまで疑いたくなる記事である。

三三七　百小竹の　三野王　西の厩　立てて飼ふ駒　東の厩　立てて飼ふ駒　草こそば　取りて飼へ　水こそば　汲みて飼へ　なにか然
　　葦毛の馬の　いなき立てつる

　　反歌

三三八　衣手　葦毛の馬の　いなく声　心あれかも　常ゆ異に鳴く

は、三野王への挽歌といわれること[5]、すでに述べたが、三野王は栗隈王を父とし、壬申の乱に際しては父弟と共に近江側の使者佐伯連男を追い返し、天武十年には川嶋皇子、忍壁皇子らと「令レ記二定帝紀及上古諸事一。」（紀書）事業にあたっているから、天武側としてあった。県犬養宿禰三千代を妻とし葛城王、佐為王、牟漏女王をもうけるが、持統八年九月二十二日、筑紫大宰率に拝された（紀書）あたりを機に、三千代との離別があったようである。林陸朗氏によれば三千代は文武帝の乳母養育掛と思われるから、「おそくとも持統天皇の末年」、宮廷と関係を持つようになり、「当時朝廷に出入りする三十余才前途有望の青年貴族不比等に望まれてその後妻になったのかもしれ」ず、三野王との子はこの時母方に従ったのかもしれないとする（『光明皇后』昭36年二八ページ）。三野王の帰京年月は明らかでないが、三千代と不比等との子安宿媛――後の光明皇后――が生まれた大宝元年には都にいて造大幣司に任ぜられている（続紀、十一月八日）。その後、三野王自身は大宝二年正月左京大夫、慶雲二年八月摂津大夫、和銅元年三月治部卿などを経、和銅元年五月三十日卒している。

時に従四位下である。

三野王と離別した三千代が、宮廷内で重きを為したことは、天平八年十一月十一日の葛城王と佐為王の上表文によって明らかである。それによれば、三千代は浄御原朝廷から藤原大宮まで夙夜労を忘れ仕え、和銅元年十一月元明帝は忠誠の至を讃め、果子の長上である橘にちなみ橘の姓を賜えたという。三野王の子葛城王、佐為王は「願賜二橘宿禰之姓一。戴二先帝之厚命一。流二橘氏殊名一。万歳無レ窮。千葉相傳。」と上表し（続紀、天平八年十一月）、「……辞二王族之高名一。請二外家之橘姓一。尋二思所執一。誠得二時宜一。一依二来乞一。」と認められた。この賜二橘宿禰一。千秋萬歳相継無レ窮。「誠得二時宜一。」ということは、どのようなことを意味するのであろうか。三千代と不比等の結婚、安宿媛の生誕によって、三千代は時の実力者藤原氏の血縁として、かつての夫三野王とは別の道を歩み初めた。首皇子の立太子に継いでの首皇子と安宿媛との結婚、さらに養老元年、不比等の子房前が参議となり、翌年七月同じく不比等の子武智麻呂が東宮伝になるという、藤原一族の確固たる地位と呼応し、三千代は不比等の妻として首皇子の義母として、確実な地位を得る。加えて上述したように、三千代自身の宮廷への献身は高く評価されているのである。和銅元年、三千代の功績が讃えられ橘の姓を授けられたわけであるが、「誠得二時宜一。」とは、子葛城王、佐為王が皇族の高名を辞してまで、三千代が授けられた橘の姓を名告るのに、天平八年は機が熟していたことを物語るものであろう。敏達天皇の血を引き帝紀や上古諸事の記定を行ってきた三野王ではあったが、持統八年九月筑紫大宰率に拝せられたあたりから、次第に主流からはずれてゆくことになっていったのであろう。和銅元年五月三十日、三野の卒時に際しても続紀はその葬儀について何も記さない。

三三四（反三三五）番歌は長大なので引用はさけるが、この歌は、契沖が高市皇子への挽歌として以来、それを継ぐものがあるが高市皇子挽歌（二・一九九〜二〇二）中の葬送の道順が異なることや、反歌に「……白たへにかかれる雲は皇子かも」（三三五）と、火葬の様を示していることなどから、高市皇子挽歌とすることを疑うものも少くない。私はかつてこの挽歌は人麻呂による弓削皇子へのものでなかったか、と述べたことがある。人麻呂が「天武の皇子ではあったが決して朝廷側にあったというわけではない弓削皇子の薨時に際し、公に挽歌を献呈するわけに」いかず、「弓削皇子と人麻呂の個的な関係」もあって、人麻呂の他の献呈挽歌とは性格を異にするこの歌は、作歌事情を一切語らない巻十三に収められたのではないか、と考えたのである（前掲論）。弓削皇子は、持統十年高市皇子薨後日嗣に関する集りの席上での態度から推して（『懐風藻』葛野王伝）、天武――（日並）――文武という直子相承に異議を唱えようとしたのである。上述してきた巻十三の作者や作歌対象が推測し得る三三一、三三七〜三六番歌にもまた、弓削皇子的なものを見出すことが出来たわけである。

先に別扱いした三六三番歌は古事記に「（允恭）天皇崩之後、定二木梨之軽太子所レ知二日継一、未レ即レ位之間、奸二其伊呂妹軽太郎女一」とある事件の結末の歌で、軽太子が伊余の湯に流され伊余の国で衣通王と共に、「自死」する直前に歌われた歌と伝えられている。三六三番歌が古事記で日嗣の定まらない混乱期の配流者の歌とされているということでいうなら、前三者と同質のものとはいえないにしても通うものはある。

万葉集巻十三の作者、あるいは歌の対象者の推定可能なものをみるなら、そこに一つの共通点というべきものが見出される。軽太子は別として、弓削皇子、穂積老、三野王らの時代的背景で問題となるのは、天武―（日並）―文武―聖武という直子相承を貫くための一つの異例な過渡期であるということであり、三者は共にその過渡期の中で自ら

積極的に対しようとしたり、また、積極的ではなかったにしろ、その名が子によって辞される運命にあった、いわば主流者たり得ない人々であるという共通点を持つということである。このことは巻十三の一つの姿、陰な姿を提出しているものであるといえる。

五、行路死人歌をめぐって

巻十三の挽歌中に、

三三五　玉梓の　道行き人は　あしひきの　山行き野行き　にはたづみ　川行き渡り　いさなとり　海路に出でて　恐きや　神の渡りは
吹く風も　のどには吹かず　立つ波も　おほには立たず　とゐ波の　ささふる道を　誰が心　いたはしとかも　直渡りけむ　直渡りけむ
三三六　鳥が音の　鹿島の海に　高山を　隔てになして　沖つ藻を　枕になし　蛾羽の　衣だに着ずに　いさなとり　海の浜辺に　うら
もなく　臥したる人は　母父に　愛子にかあらむ　若草の　妻かありけむ　思ほしき　言伝てむやと　家問へば　家をも告らず　名
を問へど　名だにも告らず　泣く子なす　言だに言はず　思へども　悲しきものは　世間にそある　世間にそある

反歌

三三七　母父も　妻も子どもも　高々に　来むと待ちはむ　人の悲しさ
三三八　あしひきの　山路は行かむ　風吹けば　波のささふる　海路は行かじ

という歌群がある。この長歌二首は、「玉梓の道行き人はあしひきの山行き野行きにはたづみ川行き渡りいさなとり海路に出でて」、「家問へば家をも告らず名を問へど名だにも告らず」によって明らかなように、他国者の水死を歌ったいわゆる行路死人歌に部類するものである。巻十三にはさらに続いて「或本歌」として、「備後國神嶋濱調使首見レ屍作歌一首并短歌」（三三九～三四三）を載せるが、この「或本歌」と先の三三五、三三六番歌の関係については、佐竹昭広氏

の論があり、カールレ・クローンの『民俗学方法論』の指摘する、二首の歌が一首に混り合ってしまう顕著な傾向を示しており、「二首が相伴って連唱されている間に、一首の歌に溶け合って成ったのが或本歌に外ならなかったのである。」(前掲論)と、これらの前後関係について述べている。佐竹氏はこれら二首に民謡性を主張するが、両者には確かに謡い物の形跡を残している。というのは、三三五、三三六番の末句が天治本、元暦校本、類聚古集で、それぞれ「直渡異六直渡異六」、「世間有世間有」「世間有〻〻」と繰り返しになっていて誦詠の性格をあらわしているし、また、三三五番では恐れ多い神の渡りを誰の心をいたはしと渡ったのかとだけ歌われ、三三六番で神の渡りを渡った死人の具体的な姿と、「母父に愛子にかあらむ若草の妻がありけむ」と、常套の鎮魂詞章が出て来、これら二首が密接な繋がりの下に、掛け合い的性格をもって歌われたことを示しているからである。「カシマ」と名付く地は和名抄によれば、常陸国と能登国にあるが、万葉集によればさらに紀伊国(九・一六九)にあることになる。佐竹氏も述べるように地名辞典によれば「カシマ」の地のある国はさらに追加され、全国広範囲に分布していることになる。佐竹氏自身はその中で強いて何処かということになるなら、能登の「カシマ」とするが、この歌は難所の海路をひかえる地での他国者の死を歌ったもので、のたれ死した他国者に対する畏怖と同情からくる鎮魂の歌といえる。しかし他国者はあくまでも他国者で手厚く葬られるということはなかったであろう。

「鹿島の海」は諸本「所聞海」とあり、佐竹氏とその訓をとる注釈(沢潟久孝)以外は、「キコユルウミニ」よんでいる。そうよめば、鳥の声のやかましく聞える海という意味となり、さらに多くの地にこの歌の歌われる基盤を求めることが出来ることになる。

日本書紀歌謡、聖徳太子作と伝える、

しなてる　片岡山に
飯に飢て　臥せる　その旅人あはれ
親無しに　汝生りけめや
さす竹の　君はや無き
飯に飢て　臥せる　その旅人あはれ

に比べれば、巻十三のは長歌としての形式も整い後世風を思わせるが、これは辺地海難所を場として発生した歌謡が、整然たる長歌形式を持つ歌謡にまで高められていったことによるのであろう。この形式の昇華は、次に挙げる万葉集の行路死人歌群の形成と関連しつつなされていったものであろう。

万葉集の行路死人歌は、①讃岐狭岑嶋視二石中死人一柿本朝臣人麻呂作歌」（三・二二〇～二二）、②上宮聖徳皇子出二遊竹原井一之時見二龍田山死人一悲傷御作歌」（三・四一五）、③柿本朝臣人麻呂見二香具山屍一悲慟作歌（三・四三六）、④過二足柄坂一見二死人一作歌（九・一八〇〇 田邊福麻呂之歌集出）と、上述した巻十三のものである。(6) ③の作者として聖徳皇子が伝えられるのは疑わしいところであるが、前述の日本書紀の歌謡と共に行路死人歌に類するものである。巻十三の「備後國神嶋濱調使首見レ屍作歌」（三三九～三四二）という題詞も、行路死人歌のパターンが形成されてから施されていったものであるといえる。一つのパターンとして行路死人歌が位置を確保してゆくのはいかなる事情に基づくものであろうか。

行路死人とは、例えば③の人麻呂の歌に対して、「こののたれ死は地方からひき立てられて来た役民かそれとも庸調を都まで運んで来た農民が、路粮のないままに帰途にも就けず、都の内外を食を求めてうろつきまわり、京に近い香具山のほとりに屍をさらすようになったのではないか。」（北山茂夫『万葉の世紀』一九五三年 七二ページ）といわれるように、歳役や壮丁役兵役

などいわゆる徭役でかり出された民衆や逃亡農民疫民などの、他郷でののたれ死人であり、行路死人歌は家や妹を歌うという発想の類同性を持つ、「浮遊魂として荒ぶることのないよう、鎮めの気持をこめてそう歌わねばなら」ない（神野志隆光「行路死人歌の周辺」、『論集上代文学』第四冊　昭48年）、のたれ死をしていった者への鎮魂の歌である。そしてこの行路死人歌の形成は徭役や、徭役から逃れる逃亡農民を作り出した律令体制にある。しかし、その行路死人歌はもっぱら死人に対する鎮魂で貫かれ、苛酷な状況においやった任命を批判する詞は、「……一重結ふ帯を三重結ひ苦しきに仕へ奉りて……」（九、一八〇〇・田辺福麻呂歌集）くらいで他には殆んど見られない。が、行路死人鎮魂歌の裏には死者への同情と畏怖が強く働いていることは確かであり、役や逃亡農民を生ぜしめている事実を語ることにほかならない。支配者側もこの行路死人を放置出来ない状況にあったことは、和銅五年正月十六日の詔、「諸國役民。還レ卿之日。食糧絶乏。多饉二道路一。轉二塡溝壑一。其類不レ少。國司等宜下勤如二撫養一量賑恤上。如有二死者一。且加二理葬一」。録二其姓名一報二本属一也。」（続日本紀　巻五）に窺い知ることが出来る。こうした律令体制下での他国でののたれ死の横行が、行路死人歌のパターンを作りあげた。それ故、行路死人歌には自ら律令体制への批判がこめられているはずである。

以上の行路死人歌は多く農民たちが故郷に帰ることなく異郷で他界した場合であるが、官人もまた、任地やその途上で死に遭遇したはずである。中央から諸国への官人の派遣は推古朝に見出されるが、これは地域的にもごく狭く、かつ派遣された官人も「良家大夫」に限定されている。限定のない地方官の派遣は、やはり律令体制下におけるもので、国司制や持統八年に初見する巡察使の制等々によって確立を見、「大君の命恐み」「大君の遣けのまにまに」地方官として出立する官人像は、律令体制下にこそ見出されるものである。

巻十三の以下の三例は、「大君の命恐み」（①）という意識や、「もみち葉の過ぎて去にきと玉梓の使ひの言へば」

（②）と、使者が遣わされていることや、妻の死を任地で知り得ている（③）ことから、作者未詳歌ではあるが律令体制下、地方官として赴いた官人のもの、あるいは官人を歌ったものといえる。

①三三三　大君の　命恐み　秋津島　大和を過ぎて　大伴の　三津の浜辺ゆ　大舟に　ま梶しじ貫き　朝なぎに　木手の声しつつ　夕なぎに　梶の音しつつ　行きし君　いつ来まさむと　占置きて　斎ひ渡るに　狂言か　人の言ひつる　我が心　筑紫の山の　もみち葉の　散り過ぎにきと　君がただかを

反歌

三三四　狂言か　人の言ひつる　玉の緒の　長くと君は　言ひてしものを

②三三五　この月は　君来まさむと　大舟の　思ひ頼みて　いつしかと　我が待ち居れば　もみち葉の　過ぎて去にきと　玉梓の　使ひの言へば　螢なす　ほのかに聞きて　大地を炎と踏みて……　いづくにか　君がまさむと　天雲の　行きのまにまに　射ゆ鹿の　行きも死なむと　思へども　道の知らねば　一人居て　君に恋ふるに　音のみし泣かゆ

反歌

三三六　葦辺行く　雁の翼を　見るごとに　君が帯ばしし　投矢し思ほゆ

③三三七　見欲しきは　雲居に見ゆる　うるはしき　十羽の松原　童ども　いざわ出で見む　こと放けば　国に放けなむ　こと放けば　家に放けなむ　天地の　神し恨めし　草枕　この旅の日に　妻放くべしや

反歌

三三八　草枕　この旅の日に　妻離り　家道思ふに　生けるすべなし

①は「大君の命恐み」出立した夫が、筑紫の山（但し、単なる序詞ととらないならば）で死んだと伝えられた、残された妻の歌であり、②は「この月は」旅にあることの長期に渡ったこと、その旅が公務の為であることを歌っている（釈評）とするのによれば（単に別居の妻の立場の作とするものもある。――私注）、やはり①と同様な歌とみてとれ

る。③は旅の途上、妻との死別に遭遇した者の歌でこの旅も任務による旅であろう。この歌は前半と後半との調子の違いから、独立の異質のもの(注私)とか、二つの別の作が結びついてか、よほどの脱句がある(注釈)とか言われるが、人麻呂の「讃岐狭岑嶋視二石中死人一……作歌」(二・三〇～三二)、「玉藻よし讃岐の国は国からか見れども飽かぬ神からかここだ貴き天地日月と共に足り行かむ神の御面と継ぎ来たる中の湊ゆ……」に類する表現で、前半の部分は死者への儀礼とみるならそう異質とばかりは言えないのではないか。律令体制下に地方官として、「大君の命恐み」出立した官人たちやその家族もまた、行路死人とその家族同様の悲しみを味わうわけで、不幸を呼び起すものとして律令体制を新たに認識せざるを得ないものであったろう。熊凝の死に対して麻田陽春と憶良が熊凝の身になって歌をかわしたものが巻五にあるが、熊凝の身になったといってもやはり陽春や憶良の感慨で、官人陽春、憶良が相撲使の従者として都に向う使命半ばにして身を横たえる無念さよりも、父母への思いに満ちた歌を作っていることは注目すべきことである。巻十三には行路死人歌と共に、こうした地方官の死あるいは地方官として任地にいる間に、故郷の妻が死ぬという挽歌を集中させており、暗に一つのあり様を示している。

前掲の①――三三三――は、地方官などで地方に赴いた夫の妻が「大君の命恐み」と歌ったもので、妻(女性)の立場で夫(恋人)の旅立ちを「大君の命恐み」と把えているのは、後掲する同じく巻十三の三六一番歌と共に注目すべきことである。万葉集には防人の妻の歌(二十・四三三、四三六、四三七、四三〇、四三三、四三四)や、防人の父の歌(四三七)を載せるけれども、その中には妻の立場で夫の出発を「大君の命恐み」とか、「大君の遣けのまにまに」などと歌ったものは一首もない。万葉集全体を通してみても、この類の女性の歌は長屋王が死を賜った時に倉橋部女王が作った歌、「大君の命恐み大殯の時にはあらねど雲隠ります」(三・四一)だけで、これとて地方に行く男性に対するものではな

い。巻十三は作者未詳として伝わるものの、その中には名もなき民衆の歌というにふさわしくない、女もまた「大君の命恐み」と歌う、律令体制を支える官人意識を自覚していた立場での歌を作っていることを語っている。さて、前掲(1)以外で、妻の立場で夫の出立を「大君の命恐み」「大君の遣けのまにまに」と歌う三九一番歌とは次の如くである。

三九一　み吉野の　真木立つ山に　青く生ふる　山常の根の　ねもころに　我が思ふ君は　大君の　遣けのまにまに　或本に云ふ「大君の命恐み」鄙離る　国治めにと　或本に云ふ「天離る　鄙治めにと」　群鳥の　朝立ち去なば　後れたる　我が恋ひむな　旅なれば　君か偲はむ　言はむすべ　せむすべ知らず　或書に「あしひきの　山の木末に」の句あり　廷ふつたの　行きの　或本には「行きの」の句なし　別れのあまた　惜しきものかも

反歌

三九二　うつせみの　命を長く　ありこそと　留まれる我は　斎ひて待たむ

当然のことながら、ここには「大君の遣けのまにまに」（「大君の命恐み」）旅立つ「君」とのどうしようもない別れの無念さが歌われており、三三三番も「大君の命恐み」旅立って行った「君」を、占をし潔斎し続けて待つ姿が歌われ、「君」の出立が「大君の命」故であるという自覚は持つものの、それを自負するほどのものとなってはいない。露骨に歌われてはいないが、むしろ別れを生ぜさせる「大君の命」への憎しみの方が強いだろう。

以上はいずれも女性の立場での「大君の恐み」「大君の遣けのまにまに」意識であるが、巻十三には「大君の命恐み」出立した男の歌が一首ある。それが、「大君の命恐み見れど飽かぬ奈良山越えて真木積む泉の川の速き瀬を棹さし渡りちはやぶる宇治の渡りの激つ瀬を見つつ渡りて近江道の逢坂山に手向して我が越え行けば楽浪の志賀の唐崎幸

くあらばまたかへり見む……剣大刀鞘ゆ抜き出でて伊香胡山いかにか我がせむ行くへ知らずて」（三三四）と、道行体をとっている。道行体は記紀歌謡（記42・58、紀94）に見え、古代歌謡の一つの型であり、他国者による異郷・他国の霊を掌握する場合や、送葬の過程で他界に死者を融合せしめる場合の呪的な言挙げが本質だと考えられる。送葬の道行歌に道行文の源流が見られる（土橋寛『古代歌謡全注釈』古事記編 昭47年）と指摘されるように、「大君の命恐み」他郷を旅する男の道行歌の根底を流れるものは悲劇性であり、見ず知らずの他国に融和しつつ他国者が無事に経過してゆくための呪言である。そのために列挙する地名には、「見れど飽かぬ奈良山」、「真木積む泉の川」、「ちはやぶる宇治の渡り」、「楽浪の志賀の唐崎」といった讃め詞を冠する。巻十三の道行体歌は右の一首に留まらず、次に挙げる例もあり万葉集では他巻に見られない顕著な現象である。

三三〇　みてぐらを　奈良より出でて　水蓼　穂積に至り　鳥網張る　坂手を過ぎ　石ばしの　神奈備山に　朝宮に　仕へ奉りて　吉野へと　入ります見れば　古思ほゆ

三三一　そらみつ　大和の国　あをによし　奈良山越えて　山背の　管木の原　ちはやぶる　宇治の渡り　瀧屋の　阿後尼の原を　千年に　欠くることなく　万代に　あり通はむと　山科の　石田の社の　皇神に　幣取り向けて　我は越え行く　逢坂山を

三三二（或本）あをによし　奈良山過ぎて　もののふの　宇治川渡り　娘子らに　逢坂山に　手向くさ　ぬさ取り　置きて　我妹子に　近江の海の……

これらは「奈良より出でて」、「奈良山越えて」、「奈良山過ぎて」という歌い起しから、奈良に都に都を置いた時代のことといわれるが、古事記に本牟智和気王の啞を患える天皇の夢を占ったところ、出雲の神の祟りという占いが出、そのため曙立王と菟上王の二王を出雲につかわす記事（垂仁天皇代）に、「即曙立王、菟上王二王、副二其御子一

遣時、自二那良戸一過二敝盲一。自二大坂戸一亦過二……」とあるように那良戸――奈良山の入口――というのは、都「師木玉垣宮」から北に向う第一の経過と認識されるものであり、巻十三の例もそれに類するもので平城京からの出立を意味するものではなく、従って奈良時代のものと限定することは出来ないと考える。それ故、型式は万葉集の他巻の道行体歌、「……家のあたり我が立ち見れば青旗に葛城山にたなびける白雲隠る天さかる鄙の国辺に直向かふ淡路を過ぎ粟島をそがひに見つつ……」（四・吾六、丹比真人笠麻呂）などと比べると、はるかに記紀歌謡を受け継ぐ古い型式を持つのであるといえる。巻十三の道行体歌はいずれも男の歌であり、「くれくれと」（「目の前がまっくらになるような気持で。暗鬱な心の状態で。」――『時代別国語大辞典』）（三三七）という語に象徴されるように、「大君の命恐み」出立する官人の悲劇性を基調にしたものといえるであろう。

恐らくもっと不整型の誦詠歌であったろう巻十三の行路死人歌三三五、三三六番が整形の長歌形式に昇華し、万葉集他巻の行路死人歌が一つの形として形成されてゆく過程で、この二首が一首の長歌として三三九番の形成をみる。この形成過程は律令体制を背景とするもので、のたれ死にしていった死人への同情と畏怖からくる鎮魂の詞章の奥底には、律令体制批判がなかったとはいえない。また巻十三の地方官の死、地方官としている間に妻の死に遭遇する歌、あるいは巻十三に特に顕著な特徴である女の立場で男の任地への出立を、「大君の命恐み」「大君の遣けのまにまに」と歌う歌においてさえ、また道行体歌に流れるものは、別れの悲しみ、悲劇性であり、これら総じて歌そのものは個人や集団の抒情であるが、律令体制が生み出した、律令体制が重くのしかかってくるところから生れたものである。巻十三のこうした性格を持つ歌の集団の存在は現巻十三の姿を規定していっているだろう。

結び

万葉集巻十三の原本は、地域別の分類配列によるもので、地域別分類配列を支える国土意識、畿内畿外意識や、国家的事業としての風俗歌の集中、泊瀬歌群の設置などからみて、その成立は天武天皇代に大きくかかわるものであるといえる。実際に原本が成ったのは「藤原の都」(三三四)という歌語から、天武を引き継ぐ持統天皇代であったかもしれないが。伊藤博氏は、「巻十三は、宮廷詩人の出ない時代はもちろんのこと、その出現後も、宮廷のいろんな集りにおいて、折につけうたうための歌謡をあつめた台本であった。」と述べ、巻十三を「宮廷歌謡集、もしくはそれに拠ってできあがった歌集でなかったか、」としている(「宮廷歌謡の一型式」『国語・国文』第29巻第3号、昭35年3月)が、私は天武天皇に大きく関わる巻ということから原巻十三にもっと積極的に、公的、勅撰集的性格を見出せると考える。しかし不徳太子の統治場としての泊瀬意識が前面に出される時、作者未詳歌群巻に埋没させられ、原巻十三の姿を失い、天と地の排列が天地の順でなく、地の部の歌が大半を占め天の部の歌が付属的に最後に位置する排列(7)をとり、「大君は神にします」思想から逸脱し、勅撰集的な性格を否定することになる。その要因を、原巻十三それ自体の中に含んでいる。そして、現巻十三中、推定し得る作者や作歌対象に、直子相承を貫くための一つの異例な過渡期に主流たり得なかったという共通した像を見出すことが出来、律令体制を暗に批判する行路死人歌群、ひいては、律令体制下地方に赴く官人の悲劇性を基調とする道行体歌などが示す性格が強調、あるいは付加されるに及び、巻十三は作者未詳歌群巻中におしやられ、現巻十三の複雑な性格と万葉集における位置を見るのだと考える。

(昭和49年10月30日稿)

万葉集の引用は『萬葉集』訳文篇、本文篇（塙書房）により、他は日本古典文学大系（岩波書店）によった。

注

（1）宮本喜一郎氏は、「備後國神島」とは今の福山市神島町で、この地は昭和八年までは備後国沼隈郡であったと述べ、題詞で正しいとする（「万葉集『備後國神島』考」『国語国文』第9巻第11号、昭14年11月）。

（2）巻十六に「筑前國志賀白水郎歌十首」（三八七〜三九六）、「豊前國白水郎歌一首」（三九七）、「豊後國白水郎歌一首」（三九七）、「能登國歌三首」（三八八〜三九〇）、「越中國歌四首」（三九一〜三九四）があり、また、巻十六の最後に「怕物歌三首」―「天なるや神楽良の小野に……」（三八七）、「……丹塗りの屋形神が門渡る」（三八八）、「人魂のさ青なる君が……」（三八九）―を配置するところに巻十三との類似が見出され、巻十三と巻十六に何らかの関係を指摘することが出来るのではないか、と考える。

（3）巻十三と天武天皇の歌との先後関係については、三六〇番の如き古歌纂がありそれを粉本として三五番が作られ、伝誦され三六番の如き作となり、三六〇番の古歌纂の伝と合せて三九三番となったとする説（沢瀉久孝、注釈第巻一による）と、吉野地方に三五番がまず成立し、大和の平原に伝承され三六番、次に三九三番、そして歌詞が替えられ三六〇番が成立したとする説（松田好夫『万葉集新見と実証』）とがある。私は三六〇番の歌の性格や大和国の最初におかれている歌であることから、沢瀉説（真淵の説でもあるのだが）の如く、三六〇番が古く天武天皇がそれによったと考える。

（4）防人は東国出身者に限られたものではなく、諸国の兵士の中から選ばれたが、天平二年東国の兵士に限るようになったという。万葉集が収める防人歌（巻二十・四四）は、いずれも東国のものである。

（5）但し、美濃国豪族説（私注）もある。

（6）他に①和銅四年歳次辛亥河邊宮人姫嶋松原見二嬬子屍一悲嘆作歌（二・二三八〜二三九）、②和銅四年辛亥河邊宮人見二姫嶋松原美人屍一哀慟作歌（三・四二四〜四二七）、③大伴君熊凝歌二首大典麻田陽春作（五・八八四〜八八五）、敬下和為二熊凝一述二其志一歌上六首并序筑前國山上憶良（五・八八六〜八九一）があるが、①と②はほとんど同じ題詞を持ち、②の左注「右案　年紀并所處及娘子屍作歌人名已見レ上也　但歌辞相違　是非難レ別　因以累二載於玆次一焉」によれば、異伝ごときものを感じさせるが、②の方は題詞に適合する歌とはいえない。また、③は熊凝が身故（みまか）った時、麻田陽春が熊凝の立場になって歌った歌に憶良が敬和したもので、他の行路死人歌とは異質である。

（7）あるいは巻十三の天の部の歌は、巻十三の勅撰集的な面を否定されたあとから付加されたものともとれる。

北大文学部紀要